２０１２年度

公益社団法人　日本口腔インプラント学会

規　程　集

公益社団法人　日本口腔インプラント学会

平成２５年３月現在

公益社団法人日本口腔インプラント学会規程集 目次

１．　定　款
２．　定款施行細則
３．　代議員選挙規程
４．　役員推薦規程
５．　総会運営規程
６．　会員規程
７．　名誉会員規程
８．　会費規程
９．　投稿規程
１０．表彰制度規程
１１．専門医制度規程
１２．専門医制度施行細則
１３．認証医制度規程
１４．認証医制度施行細則
１５．専門歯科衛生士制度規程
１６．専門歯科衛生士制度施行細則
１７．専門歯科技工士制度規程
１８．専門歯科技工士制度施行細則
１９．委員会内規
２０．総務委員会規程
２１．財務委員会規程
２２．編集委員会規程
２３．学術委員会規程
２４．教育委員会規程
２５．用語委員会規程
２６．認定委員会規程
２７．試験委員会規程
２８．会則委員会規程
２９．国際渉外委員会規程
３０．倫理委員会規程
３１．医療・社会保険委員会規程
３２．表彰委員会規程
３３．広報委員会規程

３４．専門歯科衛生士委員会規程
３５．専門歯科技工士委員会規程
３６．中央選挙管理委員会規程
３７．専門医制度推進委員会規程
３８．国際誌委員会規程
３９．基本財産の運用益の使途に関する規程
４０．学術推進基金に関する規程
４１．役員の報酬等及び費用に関する規程
４２．慶弔規程
４３．支部助成金規程
４４．支部会計規程
４５．会計処理規程
４６．旅費規程
４７．就業規程
４８．職員給与規程
４９．職員退職手当規程
５０．事務処理規程
５１．公印取扱規程
５２．情報公開規程
５３．倫理指針
５４．倫理審査・懲戒規定
５５．表彰制度内規
５６．職員旅費内規

公益社団法人日本口腔インプラント学会　定款

平成２２年１１月１１日制定

第1章　総則

（名称）
第1条　この法人は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（英文名 Japanese Society of Oral Implantology）と称する。

（事務所）
第2条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（支部）
第3条　この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章　目的及び事業

（目的）
第4条　この法人は、口腔インプラント学に関する学理及びその応用の研究発表、知識の交換・普及、情報の提供等の事業を行うことにより、口腔インプラント学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第5条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)　学術集会、講演会並びに研修会等の開催及び研修施設の運営
(2)　学会誌及びその他の刊行物の発行及び販売による普及・啓発活動
(3)　口腔インプラントに関する研究及び調査
(4)　口腔インプラントに関する研究の奨励及び研究業績の表彰
(5)　学会専門医の認定等による専門知見と技術の普及
(6)　内外の関連学術団体との連絡及び協力
(7)　国際的な研究協力の推進
(8)　口腔インプラント学の成果を社会に還元する活動
(9)　口腔インプラントに関する展示・広告等
(10)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2　前項の事業のうち、第1号から第4号及び第8号から第10号は本邦において、それ以外は本邦及び海外において行うものとする。

第3章　会員

（法人の構成員）

第6条　この法人に、次の会員を置く。

(1)　正会員　口腔インプラント学に関し学術経験を有する歯科医師、医師及び歯学研究者

(2)　名誉会員　　口腔インプラント学の発展に関して功績が顕著な者で総会の議決により推薦された者

(3)　準会員　この法人の目的に賛同する歯科技工士、歯科衛生士及び正会員資格外者

(4)　外国人会員　この法人の目的に賛同する日本国籍以外の歯科医師、医師及び歯学研究者

(5)　学生会員　この法人の目的に賛同する歯科大学学生、歯学部学生及び歯科関連学校生

(6)　賛助会員　この法人の事業を賛助する法人又は団体

2　この法人は、200 人以上 300 人以内で正会員による代議員選挙により選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5　第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6　第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、代議員選挙後最初に開催される定時総会の翌日から選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

7　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)当該候補者が補欠の代議員である旨

(2)当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3)同一の代議員（2 人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の

優先順位
9　第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。
10　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
(1)　法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
(2)　法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
(3)　法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
(4)　法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
(5)　法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
(6)　法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
(7)　法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
(8)　法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）
11　理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）
第 7 条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）
第 8 条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）
第 9 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、別途定める「倫理審査・懲戒規則」に従い倫理規範に反する行為を認定され、倫理・懲戒調査委員会の審議に付されている会員は、最終的な処分又は不処分の決定がなされるまでは、退会することができない。

（除名）
第 10 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1)　この定款その他の規則に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第 11 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
(2)　総代議員が同意したとき。
(3)　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章　総会

（構成）
第 12 条　総会は、総代議員をもって構成する。
2　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。
(1)　会員の除名
(2)　理事及び監事の選任又は解任
(3)　理事及び監事の報酬等の額
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　解散及び残余財産の処分
(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 14 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）
第 16 条　総会の議長は、会議のつど、出席代議員の互選で定める。

（議決権）
第 17 条　総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（決議）
第 18 条　総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席者の中より選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役員

（役員の設置）
第 20 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　15 名以上 20 名以内
(2)　監事　2 名以上 3 名以内
2　理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事、4 名以内を常務理事とする。
3　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
4　理事長以外の理事を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）
第 21 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執

行する。
3　専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
4　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 24 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 25 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第 26 条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）
第 27 条　この法人は、役員の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章　理事会

（構成）
第 28 条　この法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 29 条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第 30 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第 31 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　事務局

（事務局及び職員）
第 33 条　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。ただし、重要な使用人に該当する職員については、理事会の決議により任免する。
3　職員は、有給とする。

第 8 章　資産及び会計

（事業年度）
第 34 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 35 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所及び支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第 36 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、各支部に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事の名簿
(3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第 37 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 9 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 38 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 39 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 40 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合

併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 41 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）
第 42 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（細則）
第 43 条　この定款の施行についての細則は、総会の議決を経て、別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の理事長は川添堯彬とする。

3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 定款施行細則

第１章　会　員

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の会員の権利については、別に定める会員規程による。

第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款（以下「定款」という。）第６条の名誉会員の称号は、別に定める名誉会員規程により授与される。

第２章　支　部

第３条　定款第３条の規定により支部を置き、公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部、関東・甲信越支部、中部支部、近畿・北陸支部、中国・四国支部及び九州支部と称する。

２　支部の設置あるいは支部の管轄地域の変更は、総会の承認を経なければならない。

第４条　各支部会則は、定款及び定款施行細則に抵触しない範囲内で支部毎に定める。

２　支部会則の制定及び改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

第５条　各支部は、それぞれ次に掲げる都道府県内に勤務又は居住するこの法人の正会員をもって組織する。

東北・北海道支部（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
関東・甲信越支部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）
中　部　支　部（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
近 畿・北陸支部（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
中 国・四国支部（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
九　州　支　部（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

２　勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県とし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県とする。

第６条　各支部に支部長を置く。

２　支部長は、所属支部の代議員会の互選により選出する。

３　支部長は、当該支部の会務を処理する。任期は、２年とし、再任を妨げない。

第７条　当該支部に所属する代議員は、当該所属の理事及び監事とともに支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

第８条　支部の学術大会及び代議員会は、年１回以上これを開くものとする。

第９条　支部代議員会は、次の事項を審議する。

（１）　支部長の選任
（２）　理事候補者の選任
（３）　前年度の事業報告
（４）　前年度の決算報告
（５）　次年度の事業計画
（６）　次年度の予算
（７）　その他支部代議員会で必要と認めた事項

第１０条　各支部の運営のための補助金を交付する。その金額は、前年度会費を納入した支部正会員数に応じて理事会で決定する。

第１１条　支部の運営にかかる経費は、次の各号に掲げる金品をもって支弁する。

（１）　本会からの補助金
（２）　その他の収入

第１２条　支部会計は、本部会計と連結する。支部会計については、別に定める支部会計規程による。

第１３条　前各条のほか、支部の運営上必要な事項は、各支部において定める。

第３章　学術大会

第１４条　定款第５条第１号の規定により、学術大会を毎年１回開催する。

第１５条　学術大会長（以下「大会長」という。）は、理事会において指名し、総会において報告するものとする。
２　大会長の任期は、指名を受けた日から担当年度の学術大会終了の日までとする。
３　大会長は、実行委員長１名を指名することができる。
第１６条　大会長は、当該学術大会を学術委員会並びに学術大会運営委員会とともに企画し、主宰する。
第１７条　学術大会において学術研究業績を発表することができる者は、この法人の会員に限る。

第４章　機関誌等

第１８条　定款第５条第２号の規定により、機関誌を発行する。
２　本会の機関誌は、公益社団法人日本口腔インプラント学会誌（以下「学会誌」という）と称し、年４回以上発行し、会員に配布するとともに必要に応じて不特定多数の者に情報を提供する。
第１９条　学会誌の投稿等については、別に定める投稿規程による。

第５章　表　彰

第２０条　定款第５条第４号の規定により表彰制度を設ける。この運営は、別に定める表彰制度規程による。

第６章　会　議

第２１条　定款第12条から第19条に規定する総会の開催については、別に定める総会運営規程による。

第７章　委員会

第２２条　本会は、事業運営のため必要に応じて、理事会の議を経て委員会を置くことができる。

第２３条　委員会は、正会員をもって組織する。
２　ここに定める以外については、別に定める各委員会規程による。

第８章　資格付与制度

第２４条　本会は、専門医制度、認証医制度、専門歯科衛生士制度及び専門歯科技工士制度を設ける。その運営は、別に定める各制度規程による。

第９章　補　則

第２５条　定款及びこの細則の施行に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第２６条　この細則を改正する場合には、総会の承認を経なければならない。

付　則

１．本細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日より施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 代議員選挙規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の代議員の選挙に関しては、本会定款の規定に基づくほかは、この規程による。

（選挙管理委員会）

第２条　代議員選挙を行うにあたり、中央選挙管理委員会及び各支部に支部選挙管理委員会を設けるものとする。

２　中央選挙管理委員会は、正会員の中から理事会が指名した委員によって構成する。委員の選出区分と人数は、関東甲信越支部から２名、その他の支部から各１名、計７名とする。

３　支部選挙管理委員会の委員は、各支部に属する正会員とし、その構成や選出等は、支部に一任する。

４　中央選挙管理委員と支部選挙管理委員を兼ねることはできない。

５　理事及び監事は、中央選挙管理委員及び支部選挙管理委員を兼ねることはできない。

６　中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会は理事会から独立して運営されるものとする。

７　中央選挙管理委員又は支部選挙管理委員が理事に選出された場合は、委員を辞し、直ちに欠員を補充する。

８　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。又、前項により補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

（正会員数の確認）

第３条　中央選挙管理委員長は、改選年の４月１日以降に中央選挙管理委員会を開催し、改選年の４月１日現在の支部毎の正会員数の確認を行うとともに、支部選出代議員数を決定する。

２　中央選挙管理委員長は、支部選挙管理委員会及び支部長に各支部正会員名簿等一式を送付する。

３　送付書類は、支部正会員名簿、支部選出代議員数、定款及び定款施行細則並びに選挙規程及び選挙結果届出用紙一式とする。

（代議員の資格）

第４条　代議員となりうる者は、正会員であり、且つ前年度の会費を納入している者とする。

（次期代議員の選出）

第５条　代議員は支部ごとに選挙により選出するものとする。

２　支部における代議員は、当該支部の都道府県に勤務または居住している者とする。この場合においては定款施行細則第５条第２項の規定を準用する。

第６条　各支部より選出される代議員数は、以下の算式により決定する。

各支部より選出される代議員数=10 名＋240 名×各支部の会員数÷法人全体の会員数
※端数は切り捨てるものとする。

（届け出）

第７条　支部選挙管理委員会は、選挙終了後速やかに次期代議員の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。

２　支部選挙管理委員会が提出する書類には、有効投票数、投票結果を記載しなければならない。

（次期代議員の選出の特例）

第８条　やむを得ない事由により次期代議員の選出が支部により行えない場合には、中央選挙管理委員会が代行して選出することができる。

（次期代議員の資格の確認並びに決定）

第９条 中央選挙管理委員会は、各支部選出の次期代議員の資格を確認する。

２　前項において問題がない場合には次期代議員として決定する。

（補則）

第１０条　この規程を改正する場合には，理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
役員推薦規程

平成２２年１１月１１日制定
平成２４年６月１０日一部改正

（総則）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の役員候補者は立候補によることを原則とするが､役員候補者が定款に定める必要数に満たない場合などに備え役員の推薦に関して規定するものである。

（運営委員会）

第２条　理事候補者の推薦に関する運営は､「代議員選挙規程」に規定される中央選挙管理委員会及び各支部の支部選挙管理委員会が行うものとする。

（支部推薦規程）

第３条　各支部に支部推薦規程を設ける。

２　支部における次期理事候補者及び支部長の推薦方法は、各支部推薦規程による。但し、支部推薦規程は、定款その他法令に違背するものであってはならない。

（理事候補者の資格）

第４条　次期理事となりうる者は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性を確保するために、次の要件をいずれも満たす者とする。

（１）代議員且つ代議員又は理事を経験した者

（２）専門医又は指導医もしくは同等の学術的知識並びに経験を有する者

（理事推薦数）

第５条　理事候補者は、支部から１７名を選出し、３名を現行理事会が推薦するものとする。

第６条　各支部における理事候補者の推薦は、支部毎にその支部に属する代議員の互選による。

第７条　現行理事会による理事候補者の推薦は、学会業務運営経験等を考慮して現行理事会が行う。

（支部における理事候補者の推薦）

第８条　各支部における理事候補者の推薦人数は、関東・甲信越支部から６名、近畿・北陸支部から３名、その他の支部からは各２名とする。

２　支部選出理事候補者の内１名は、支部長とする。

３　各支部は、推薦する理事候補者の確定後、本人に連絡を行い、立候補の承諾を得なければならない。

（現行理事会における理事候補者の推薦）

第９条　各支部から次期理事候補者の選出のあった後、当該支部から選出された次期理事候補者以外の者を現行理事会が推薦する。

２　現行理事会が推薦する理事候補者の確定後、本人に連絡を行い、立候補の承諾を得なければならない。

（届け出）

第１０条　支部選挙管理委員会は、改選年の３月３１日までに次期理事候補者（次期支部長名を明記）の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。

２　支部選挙管理委員会が提出する書類には、理事の推薦方法を記載すること。

３　理事会は、改選年の５月３１日までに理事会が推薦する理事候補者を中央選挙管理委員会に届け出なければならない。

（理事長、専務理事及び常務理事の選出、監事の推薦）

第１１条　理事は、総会による選任決議後直ちに理事会を開催し、互選により理事長を、理事長の推薦により専務理事及び常務理事を選任し、総会において報告を行う。

２　理事長は、1 期に限り再任することができる。

第１２条　理事長、専務理事及び常務理事は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性を確保するために、次の要件を満たす者とする。

（１）理事長は、３期以上の理事経験者

（２）専務理事及び常務理事は、過去において本会の理事を経験した者。

２　監事は、職務を遂行するに足る能力を有する者を理事長が会員外から１名を、会員から２名を推薦する。

（理事長、専務理事、常務理事及び監事の報告）

第１３条　理事長、専務理事、常務理事及び監事を会員に会告する。

（補則）

第１４条　この規程を改正する場合には，理事会の承認を得なければならない。

（附則）

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２．この規程は、平成２４年6月１０日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 総会運営規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第１２条から第１９条に定める事項のほか、本会の総会の運営に関し必要な事項を定める。

（種類）

第２条　総会は、定時総会と臨時総会に区分する。

第３条　総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。

２　庶務担当常務理事は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席代議員数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

（代議員以外の出席）

第４条　名誉会員が総会に出席しようとするときは、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

２　理事長は、必要と認めるとき総会の承認を得て、前項に規定する者以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

（仮議長）

第５条　定款第１６条の規定による議長が選出されるまでの間は、庶務担当常務理事が仮議長を務める。

（副議長）

第６条　議長は、必要と認めるときは出席代議員の中から副議長を選任することができる。

２　副議長は、議長を補佐する。

（議事録署名人）

第６条　議長は、議事に先立ち、出席代議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（議案の提出）

第８条　理事長は、期日を指定して、定款第１３条に定められた総会の議決事項以外の議案の提出を代議員に要請しなければならない。

２　理事長は、代議員から提出された議案について、理事会の議を経て総会提出議案を決定するものとする。ただし、提出された議案の一覧は総会に公示しなければならない。

３　理事長は、総会提出議案を総会開催通知とともに代議員に通知しなければならない。

（議事録）

第９条　総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

（１）　開催日時および開催場所

（２）　出席者数および陪席者数

（３）　議長選任の経緯

（４）　開会宣言

（５）　報告事項の概要

（６）　審議事項の概要およびその審議結果

（７）　閉会宣言

（補則）

第 10 条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（雑則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、総会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会員規程

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）に定められた事項のほか、この法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

（権　利）

第２条　会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

（１）正会員　代議員選挙での選挙権及び被選挙権、年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利

（２）名誉会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利

（３）準会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利

（４）外国人会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利

（５）学生会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配を受ける権利

（６）賛助会員　機関誌の配布を受ける権利

（入会日）

第３条　名誉会員を除く会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

（退会日）

第４条　会員の退会日は、定款第８条に定める退会届出書の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし退会日は、退会届出書の提出日より遡ることはできない。

２　会員が退会届出書を提出するにあたり、未納の会費がある場合には、当該未納の会費を納付しなければならない。

（資格の復活）

第５条　定款第１０条第１号の規定により資格を喪失させられた者は、資格喪失の事実が発生した日から１年以内に未納会費および当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止する。

（補則）

第６条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（雑則）

第７条　この規程に定める事項のほか、会員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日より施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会名誉会員規程

（趣旨）
第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第５条第２号に基づく名誉会員の選考は、この規程に定めるところによる。
（資格）
第２条　名誉会員の推薦を受ける者は、次の各号の全てに該当する者とする。
1)　満７０歳以上であること。
2)　２５年以上継続して本会会員であること。
3)　本会あるいは口腔インプラント学の発展に著しい貢献があったと認められること。
（推薦）
第３条　名誉会員の推薦は、理事が別に定める申請書類一式を添えて理事長宛に行うものとする。理事長は表彰委員会に選考を依頼する。表彰委員会は提出された申請書類を基に選考し、その結果を理事長に答申する。
（決定）
第４条　前条によって推薦された者は、理事会及び総会の承認を得て決定されなければならない。
（処遇）
第５条　名誉会員には、年次総会において理事長より名誉会員証を贈る。その他の事項については別に定める。
（補則）
第６条　この規程を改正する場合には，理事会の議決及び総会の承認を経なければならない。

附則
この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会費規程

（目的）

第１条　会員の入退会、会費等の取り扱いは、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第７条に定めるほか、この規程による。

（入会金）

第２条　本会の会員になろうとする者は、必要事項のすべてを記入した入会申込書に、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長へ提出しなければならない。入会日は、入会金及び当該年度の会費が納入された日とする。

２　入会金は、次のとおりとする。

（１）正会員　　５，０００円

（３）準会員　　２，５００円

（４）外国人会員　２，５００円

（５）学生会員　　１，０００円

（２）賛助会員　　５，０００円

（年会費）

第３条　年会費は、次のとおりとする。

（１）正会員　　年額　１０，０００円

（３）準会員　　年額　　５，０００円

（４）外国人会員　年額　　５，０００円

（５）学生会員　　年額　　３，０００円

（２）賛助会員　　年額　１口　５０，０００円

（会費の納入）

第４条　会費の納入は年１回とし、毎会計年度末までに翌年度分を前納するものとする。

２　入会金及び会費の分納は認めない。

３　送金手数料は、会員の負担とする。

（使途）

第５条　入会金及び年会費は、毎事業年度における合計額の３０％以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残りを管理費に使用する。

（退会）

第６条　本会を退会しようとするときに、会費その他について滞納がある場合は、直ちにその金額を納付しなければならない。

（会員の復帰）

第７条　本会を退会した者が再び入会しようとするとき、さきの会費その他について滞納がある場合は、その全額を納付しなければ入会することができない。

（補則）

第８条　本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

本規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日より施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会誌投稿規程

平成２２年１１月１１日制定

（投稿資格）

第１条　投稿は，公益社団法人日本口腔インプラント学会会員に限る。ただし，編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

（原稿内容）

第２条　原稿の内容は，口腔インプラント学，生体材料の基礎および臨床に関するもので，未発表のものに限る。

２　原稿は，総説，原著，臨床研究，症例報告，調査・統計，資料，ケースプレゼンテーション論文のいずれかである。このほかに編集委員会から依頼した論文を掲載することがある。

（倫理規程）

第３条　ヒトを研究（実験）対象とする内容については，ヘルシンキ宣言を遵守し，倫理的に行われ，さらに患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントが得られていなければならない。

また動物を研究（実験）対象とする内容については，各種の動物保護や愛護に関する法律や基準に則していなければならない。

（学会誌の発行予定・論文締切り）

第４条　学会誌は３月（１０月末日締切），６月（１月末日締切），９月（４月末日締切）および１２月（７月末日締切）に発行することとし，必要があれば増刊する。

（原稿受付）

第５条　原稿受付日は，原稿が編集委員会（事務局）へ到着した日とする。

（原稿の採否）

第６条　原稿の採否は複数の査読委員による審査をもとに検討し，編集委員会で決定する。ただし内容，字句などの修正を求めることもあり，投稿規程に従わない原稿は受理しない。

（原稿の書き方）

第７条　原稿は，A４判用紙に２４字×２８行とし，口語体，横書き，新かなづかいとし，外国人名および地名はなるべく原語を用い，必ずタイプとする。句読点には「.」と「,」を用い，いずれも全角とする。ワープロを使用する際の形式は，A４判用紙に１２ポイント，明朝体，２４字×２８行で黒のインクにより印字する。英文の場合には，A４判用紙にダブルスペース１２ポイント，Times New Roman，２８行とする（図表も同じ）。なお，本文と同一内容をフロッピーディスク等（MO，CD―R（W））に保存したものを添付する。ディスク等の形式は別に定める。

２　学術用語は，「医学用語」または「医学用語辞典」（日本医学会編）を用いる。インプラント関連用語は，「口腔インプラント用語集」（日本口腔インプラント学会）を原則として用い，歯学用語は，文部科学省「学術用語集・歯学編」（日本歯科医学会編）を用いる。

３　文中の外国語は下記のとおりとする。

（1）人名　通常姓のみを記し，大文字で示す。

（2）製品名，製造者名　原語で記す必要があれば，頭文字を大文字，以下を小文字とする。

（3）普通名詞　ドイツ語は頭文字を大文字，以下を小文字とする。英語，ラテン語，フラ

ンス語はすべて小文字で記す。

(4) 名詞以外の語　原語で記す必要があれば，すべて小文字で記す。

4　文中の数字の取扱いは，下記のとおりとする。また数値はすべて半角とする。

(1) アラビア数字（算用数字）――数量を示す場合

(2) 日本数字（漢字）――数字を含む名詞，形容詞，副詞など

〔例〕一部分，二次う蝕，二，三の，再三，四方，十二指腸，十数回

5　文中の項目を細分する場合は，１．２．３.……，１）・２）・３）……，（１）・（２）・（３）……，a・b・c……，a）・b）・c）……の順によるものとする。

6　単位，記号は一般にＳＩ単位系を使用し，主なものは下記のとおりとする。

なお，基本単位にはピリオドは不要である。

長さの単位 cm，mm，μm，nm

面積の単位 cm２，mm２

質量の単位 kg，g

容積の単位

(1) 液体の場合 mL

(2) 固体の場合 cm３

ここに記載された以外の記号については，慣習に従う。

7　提出する原稿は４部とし，そのうち１部は原本で，残りの３部はコピーとする。ただし写真はすべて原図とする。また，コピー３部については，査読時のブラインド化のために，表題，本文，謝辞，図表などのすべてについて，著者名，所属がわかる記載を消去しておくこと。

（論文の種別および記述形式）

第８条　各論文の種別および形式は以下基準とする。

1　総説・論説

編集委員が依頼することを条件に，著者自身の研究を中心として，その分野全般にわたる最近の進歩と背景を広い視野から総合的に解説したもの。

書式：著者一任とするが，日本口腔インプラント学会誌にふさわしいものとする。

2　原著

研究の新規性（独自性）が高く，客観的な結論が得られるもの。

書式：英文抄録，緒言，材料および方法，結果，考察，結論，文献

3　臨床研究

臨床から導かれた独自性の高い研究で，客観的な結論が得られるもの。原則として 10 症例以上の症例数をまとめたものが望ましい。

書式：英文抄録，緒言，材料および方法，結果，考察，結論，文献

4　症例報告

臨床で定説になっている診断法・治療法・治療術式の修正等についての提言，珍しい症例，予期せぬ合併症，予期せぬ展開を見せた症例についての報告。原則として上部構造装着後３年以上を経過していることが望ましい。

書式：英文抄録，緒言，症例の概要，考察，結論，文献

5　調査・統計

新しい装置・技術の開発や使用経験などに関するもの。または，調査結果などを整理した内容で，独自性が強いもの。

書式：英文抄録，緒言，調査・統計の概要，結果，考察，結論，文献

6　資料

調査・統計に準じた内容で，インプラントに必要な情報が提示されているもの。

書式：英文抄録，緒言，材料および方法，結果，考察および結論，文献の順とする。

7　そのほか

ケースプレゼンテーション論文など

8　原著および臨床研究は２４字×２８行原稿用紙２４枚（8印刷頁），図表１２枚（2印刷頁）および文献数３０以内とする。症例報告は２４字×２８行原稿用紙１２枚（4印刷頁），図表6枚（1印刷頁）および文献数１５以内とする。表題，著者名，所属などはすべて原稿枚数に含まれる。ケースプレゼンテーション論文は別に定める。なお，英文原稿もこれに準ずる。

9　論文の表題は簡潔に内容を表したもので，２５字をこえる場合は，それ以内のランニングタイトルをつける。副表題は内容を表したものを記載する。

10　著者の人数は，原則として原著は5名，ケースプレゼンテーション論文は1名，その他は8名を上限とする。ただし，理由書を添付し編集委員会で認められた場合はこの限りでない。

11　原稿は，以下の順にまとめる。

（1）　表題，著者名，所属機関（指導者名）（それぞれに英訳をつける）。所属機関の記載については，大学の場合には大学の講座名あるいは診療科名とし，それ以外は所属支部名（機関名）を記載する。

〔例〕1）○○歯科大学○○講座，〔例〕2）関東・甲信越支部（○○研究所），

〔例〕3）関西支部（○○歯科医院）。ただし，機関名は省略してもかまわない。

（2）　英文抄録はA4判用紙にダブルスペースで，４００words以内とし，目的，方法，結果，結論の明確なものとする（Structured abstract）。また，英文Key words（3～5 words）を付ける。

（3）英文抄録に対応した和文

（4）本文原稿

（5）文献

（6）図表の説明文

（7）図表

（8）その他

所定の投稿票およびチェックリストを添える。また，英文での投稿も和文論文と同様とする（表題などは英文，和文の順にする）。なお，投稿票には当該論文の所属長または指導者の自筆署名を必要とする。チェックリストに記載された各項目について確認し，著者チェック欄に「レ」印を入れる。

12　文献の記載方法は，下記のとおりとする。また，文献記載時の句読点は「.」と「,」を用い，和文では全角，英文では半角とする。

（1）文献は本文末尾に一括して引用順に記載する。

（2）記載順序は雑誌論文では，引用番号）著者（全員とする）：論文表題；掲載誌名（略記

方法は後記），掲載巻，通巻ページ始―終，掲載西暦年.

〔例〕１）　酒巻裕之，秋葉正一，鯨岡裕晃，根間　隆，鶴見　徹，山口福光：歯槽堤形成術における自家移植骨の固定法―自家骨より作製した骨釘の応用―；日口腔インプラント誌, 13：105―108, 2000.

〔例〕２）　萩原芳幸，山崎正登，田中靖二，檜山礼秀，五十嵐孝義：セラミックアバットメントに関する研究；日口腔インプラント誌，16：121―122, 2003.（抄録）

単行本では，引用番号）著者（共著者）：書名；上・下巻，版数，出版社名，出版社所在都市名，引用ページ，発行西暦年.

〔例〕３）　山根稔夫：形成歯科；第１版，医歯薬出版，東京，216―220, 1975.

共同・分担執筆の書籍（雑誌別冊，特別号を含む）では，引用番号）分担執筆者：分担執筆の表題。編者または監修者名，書名；出版社名，出版社所在都市名，引用ページ，発行西暦年.

〔例〕４）　川原春幸：インプラント材料の生物理工学。川原春幸監修，口腔インプラント学上巻；医歯薬出版，東京，121―185, 1991.

〔例〕５）　香月　武，後藤昌昭，中西勇一：ブローネマルクインプラントを用いて咬合回復を行った下顎骨切除症例。赤川安正，高森　等，中村社綱編，歯界展望別冊／オッセオインテグレーテッドインプラント；医歯薬出版，東京，267―273, 1993.

〔例〕６）　AKAGAWA, Y., OKANE, H., KONDO, N., TSUGA, K. and TSURU, H.：Comparative evaluation of chewing function with removable partial denture and fixed prostheses supported by the single-crystal sapphire implant in the kennedy class II partially edentulous mandible ; Int. J. Oral Maxillofac. Implants, 4：205―210, 1989.

翻訳書では，引用番号）原著者（原語）：翻訳者：翻訳書名；翻訳書上・下巻，翻訳書版数，翻訳書出版社名，翻訳書出版社所在都市名，翻訳書の引用ページ，翻訳書の発行西暦年：原書名：原書の上・下巻，原書の版数，原書の出版社名，原書の出版社所在都市名，原書の発行西暦年.

〔例〕７）　STRUB, J.R., GYSI, B.E. and SCHARER, P.：津留宏道，赤川安正：口腔インプラント学の考察；第１版，クインテッセンス出版，東京，65―87, 1986：Schwerpunkte in der oralen Implantologie und Rekonstruktion, 第 1 版, Quintessenz Verlags-GmbH, Berlin, 1983.

（３）　投稿中の論文では，引用番号）著者（全員とする）：論文題名；掲載誌名，掲載巻（号），掲載西暦年．印刷中。

（４）掲載誌名の省略法は，原則として当該雑誌で規定されている省略法を採用する。

13　図，表は原則として１枚ずつ A4 判用紙に貼る。用紙の右下端および裏面に著者名，図，表番号を明記する。特に希望があれば寸法（左右○センチのように）を右肩部に記載のこと。また，それぞれの本文への挿入箇所は本文右の余白に朱書する。図表の説明文は別紙にまとめる。

なお，原則として図と表の説明文は本文中の言語を用いる。また，図や表の中の文字もできるだけ本文中の言語を用いる。また，図・表・トレースは実費とする。ただし，依頼原稿はこの限りではない。

14　写真はカラー，モノクロの印刷別を記載し，その挿入箇所を本文の右横に朱書する。

15　必要とするときには本文末尾に，論文の発表学会，年月日，場所および謝辞などの記載を付記する。

（著作権）

第 9 条　本誌掲載の著作物の著作権の譲渡にあたって，承諾書に著者全員の署名，捺印（外国人については捺印不要）を行い，投稿原稿とともに提出する。本誌に掲載された論文等の著作権（著作財産権 copy right）は本学会に帰属する。掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。また，本学会が必要と認めたときあるいは外部からの申請があったときは，編集委員会で審議し，掲載ならびに版権使用を認めることがある。

（複写権）

第 10 条　本誌掲載の著作物の複写権，公衆送信権は本学会に帰属するものとする。

（掲載料）

第 11 条　論文掲載にあたっては，掲載料を徴収する。掲載料は別途定める。

（校正）

第 12 条　著者校正は原則として初校のみとし，その際には字句の著しい変更，追加，削除等は認めない。校正刷は所定の日までに必ず返却のこと。

（別刷）

第 13 条　別刷希望者は論文表紙に希望部数（50 部を単位とする）を朱書し，実費を負担する。

（その他）

第 14 条　この規程にない事項は，別に編集委員会で決定する。

（原稿送付先）

第 15 条　原稿の送付および問い合わせ先は，下記のとおりとする。

〒170―0003　東京都豊島区駒込 1―43―9　駒込 TS ビル

（財）口腔保健協会内　公益社団法人日本口腔インプラント学会誌

編集委員会

Tel：03―3947―8894　Fax：03―3947―8873

（補則）

第 16 条　本規程を改正する場合には，理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 表彰制度規程

平成２２年１１月１１日制定
平成２４年６月１０日一部改正

（趣旨）
第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款施行細則第２０条の規定に基づき、本会の進歩・発展に寄与し，口腔インプラント学に業績があった者の表彰については、この規程の定めるところによる。
（種類）
第２条　賞の種類は，次のとおりとする。
（１）学会特別功労賞
（２）学会特別賞
（３）優秀賞
（委員会等）
第３条　前条の各賞候補者の調査選考を行うため、表彰委員会を置く。
第４条　委員会は，各賞に必要な事項を審議し，別に定める推薦に関する申請書類一式を理事長宛に提出する。
（表彰等）
第５条　各受賞者には，賞牌及び記念品を年次総会時に授与する。
第６条　前条の授与を行ったときは，受賞者の氏名，業績の内容等を学会誌等に発表する。
（学会特別功労賞の資格）
第７条　学会特別功労賞は，次の各号の全てに該当する者に授与する。
（１）　６５歳以上であること。
（２）　２０年以上継続して正会員であること。
（３）　学会活動に関し，特に大きな貢献があったと認められること。
（学会特別功労賞の推薦）
第８条　表彰委員，理事は，本賞の候補者に関する申請書類一式を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。
（学会特別功労賞の決定）
第９条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。
（学会特別賞の資格）
第 10 条　学会特別賞は，次の各号の全てに該当する者に授与する。
（１）６５歳以上であること。
（２）２０年以上継続して正会員であること。
（３）学会活動に関し，大きな貢献があったと認められること。
（学会特別賞の推薦）
第 11 条　表彰委員，理事は，本賞の候補者に関する申請書類一式を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。
（学会特別賞の決定）
第 12 条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。
（優秀賞の種類）
第 13 条　優秀賞の種類は，論文賞及び優秀発表賞とする。
（論文賞の種類）
第 14 条　論文賞は，学会特別論文賞，学会優秀論文賞及び学会奨励論文賞とする。
（優秀発表賞の種類）
第 15 条　優秀発表賞は，優秀研究発表賞及びその他とする。
（学会特別論文賞の資格）
第 16 条　学会特別論文賞は，次の各号の全てに該当する者に授与する。

（１）学会誌に掲載された，優れた学術論文の指導者であること。
（２）２０年以上継続して正会員であること。
（３）選考時に満５５歳以上であること。
（４） 過去に本賞を受けていないこと。

（学会優秀論文賞の資格）

第 17 条　学会優秀論文賞は，次の各号の全てに該当する正会員に授与する。
（１）表彰時期前年の１月から１２月に本会会誌に優れた学術論文を筆頭にて発表した者。
（２）５年以上継続して正会員であること。
（３）選考時に満３６歳以上であること。
（４） 過去に本賞を受けていないこと。

（学会奨励論文賞の資格）

第 18 条　学会奨励論文賞は，次の各号の全てに該当する正会員に授与する。
（１）表彰時期前年の１月から１２月に学会誌に優れた学術論文を筆頭にて発表した者。
（２）選考時に満３５歳以下であること。

（優秀研究発表賞の資格）

第 19 条　優秀研究発表賞は，次に各号の全てに該当する者に授与する。
（１）学術委員会が指定した重点研究テーマの口頭発表セッションに応募し，発表した者.
（２）優れた発表を行った筆頭発表者。

（その他の発表賞の資格）

第 20 条　その他の優秀発表賞は，別に内規として定める。

（論文賞の推薦並びに募集）

第２１条　表彰委員会は，学会特別論文賞及び学会優秀論文賞候補者若干名を選考し，それに関する申請書類一式を添付して理事長に推薦する。申請書類は，別に定める。
２　学会奨励論文賞は募集とし，応募要項を学会誌に掲載する。
３　優秀発表賞は，別に選考委員会を設け，該当者を理事長に推薦する。

（論文賞の決定）

第２２条 論文賞に推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。
２　優秀発表賞に推薦された者の中から理事長が受賞者を決定し，理事会及び総会において報告する。

（補則）

第 23 条　この規程を改正する場合には，理事会の承認を経なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年６月１０日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度規程

（目的）

第１条　本制度は、口腔インプラント学に関わる広い学識と高度な専門的技能を有する歯科医師の養成を図り、口腔インプラント医療の発展と向上並びに国民の福祉に貢献することを目的とする。

（認定）

第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医（以下、「口腔インプラント専門医」という。）、指導医（以下、「口腔インプラント指導医」という。）及び基礎系指導医（者）（以下、「口腔インプラント基礎系指導医（者）」という。）を認定し、認定証を交付する。又本会指定研修施設（以下、「研修施設」という。）の認定を行い、認定証を交付する。

（専門医認定委員会）

第３条　本会定款施行細則第 22 条に基づき、専門医制度に必要な事項を審議するために認定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第４条　委員会は、理事長が指名する指導医（以下、「委員」という。）若干名をもって構成する。

２　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。

３　委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第６条　委員会は、下記の業務を行う。

（1）口腔インプラント専門医の資格審査及び更新資格審査
（2）口腔インプラント指導医の資格審査及び更新資格審査
（3）口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格審査及び更新資格審査
（4）研修施設の資格審査及び更新資格審査
（5）専門医教育講座の開催
（6）研修施設の活動報告書及び事業計画書の審査

（口腔インプラント専門医試験及び口腔インプラント指導医試験並びに試験委員会）

第７条　口腔インプラント専門医及び口腔インプラント指導医の認定のため口腔インプラント専門医試験及び口腔インプラント指導医試験を実施する。

２　口腔インプラント専門医試験及び口腔インプラント指導医試験は試験委員会で行う。

３　試験委員会の構成並びに業務等については、別に定める。

（専門医の申請資格）

第８条　口腔インプラント専門医を申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

（1）日本国歯科医師の免許を有すること。
（2）5 年以上継続して正会員であること。
（3）研修施設に通算して 5 年以上在籍していること。
（4）日本歯科医師会会員であること。
（5）専門医教育講座を 3 回以上受講していること。
（6）本会学術大会及び支部学術大会に 8 回以上参加していること。
（7）本会専門医制度施行細則（以下、「施行細則」という。）に定める所定の研修を終了していること。
（8）口腔インプラント指導医 2 名（内 1 名は施設長）の推薦が得られること。
（9）施行細則に定めるインプラント治療の経験があること。
（10）ケースプレゼンテーション試験に合格していること。

（11）本会学術大会又は支部学術大会において 2 回以上発表を行っていること。
（12）口腔インプラントに関する論文を本会学会誌又は委員会が認める外国雑誌に 1 編以上発表していること。
2　前項にかかわらず、委員会が申請資格を有すると認めた者。

（研修施設及び研修）

第 9 条　研修施設は、口腔インプラント学の発展と口腔インプラント医療の向上を目的に、研究及び臨床研修を行う施設とする。

第 10 条 研修施設は、下記の各号全てに該当することを要する。
（1）研修施設には口腔インプラント指導医が在籍していること。
(2) 歯科医師研修医制度における指導歯科医が在籍していること。
（3）本会の定める口腔インプラント学カリキュラムに基づいて、口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び委員会が認めた者によって定期的に講習が行われていること。
(4) 研修の実施に必要な設備を有していること。

第 11 条 研修施設は、口腔インプラントに必要な診断と治療のための基本的な臨床技能を習得する講習及び口腔インプラントに関する学識及び臨床技能を習得する研修を行う。又研修施設に所属する者の口腔インプラントに関する学識及び臨床技能の維持・向上に貢献しなければならない。

第 12 条 研修施設は、1 年間の活動報告書及び次年度の事業計画書を委員会に提出しなければならない。

（指導医の申請資格）

第 13 条 口腔インプラント指導医を申請する者は、口腔インプラント専門医であって申請時に下記の各号全てに該当することを要する。
(1) 10 年以上継続して正会員であること。
(2) 研修施設に通算して 8 年以上在籍していること。
(3) 専門医教育講座を申請前直近の 3 年間に 3 回以上受講していること。
(4) 本会学術大会及び支部学術大会に直近の 10 年間に 10 回以上参加していること。
(5) 本会学術大会及び支部学術大会において 6 回以上発表（内 2 回は主演者）を行っていること。
(6) 口腔インプラント指導医 2 名（内 1 名は施設長）の推薦が得られること。
(7) 施行細則に定めるインプラント治療の経験があること。
(8) 施行細則に定める口腔インプラントに関する論文を 6 編以上（内 3 編は筆頭著者で本会学会誌筆頭論文 1 編を含む）発表していること。本学会誌を論文として提出する場合の筆頭著者とは、原著論文では上位 3 名まで、臨床研究では上位 2 名まで、症例報告、調査・統計、資料、依頼論文では筆頭著者（最上位）のみとする。また、本学会が認める他学会誌で筆頭論文を充当する場合筆頭著者（最上位）のみとする。ケースプレゼンテーション論文は、口腔インプラント指導医の論文とは認めない。
(9) 本会が指定する救命救急に関する講習会を 1 回以上受講していること。

2 前項にかかわらず、委員会が申請資格を有すると認めた者。

第 14 条 口腔インプラント指導医は、下記の業務を行うことができる。
(1) 研修カリキュラムの作成
(2) 口腔インプラント専門医及び研修施設に所属する歯科医師の指導
(3) その他、委員会が必要と認めた研修及び認定試験に関する事項

（口腔インプラント基礎系指導医（者）の申請資格）

第 15 条 口腔インプラント基礎系指導医（者）を申請する者は、本会の正会員で下記の各号いずれかに該当することを要する。
(1) 歯科医師免許又は医師免許を有し、口腔インプラントに関連する大学の基礎系研究分野に所属する教員で口腔インプラント専門医資格を有さない者（口腔インプラント基礎系指導医）。
(2) 上記以外の者で委員会が専門医制度運営に必要と認めた者（口腔インプラント基礎系

指導者)。

2 申請に際しては、口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦を必要とし、基礎系指導医の申請に際しては、口腔インプラントに関連する業績(論文６編以上)を必要とする。

3 口腔インプラント基礎系指導医（者）は、専門医教育講座の講師並びに研修施設における指導に当たることができる。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の認定）

第 16 条 口腔インプラント専門医及び口腔インプラント指導医の認定は、委員会において資格審査及び認定試験結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。

2 口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の認定は、委員会の資格審査をもとに理事会の議を経て認定する。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の認定証交付並びに氏名等の公表）

第 17 条 認定証は、登録料を納入し、登録申請書を提出した後、理事長から交付される。

2 認定証を交付された者の氏名又は研修施設名は、本会学会誌に掲載する。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の資格更新）

第 18 条 口腔インプラント専門医､口腔インプラント指導医､口腔インプラント基礎系指導医(者)及び研修施設は、5 年毎に資格の更新をしなければならない。

2 更新の可否は､更新申請書をもとに委員会において審議し､理事会の議を経て決定する。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の資格喪失）

第 19 条 口腔インプラント専門医､口腔インプラント指導医､口腔インプラント基礎系指導医(者)は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

(1) 資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。

(2) 歯科医師の免許取消又は歯科医業の停止処分を受けたとき。

(3) 本会の会員の身分を失ったとき。

(4) 口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医の資格の更新を怠ったとき。

第 20 条 研修施設は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

(1) 研修施設の資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。

(2) 研修施設の資格の更新を怠ったとき。

(3) 研修施設に口腔インプラント指導医が在籍しなくなったとき。

（補則）

第 21 条 この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、専門医制度規程の実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

（附則）

1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

2 平成 23 年 9 月 16 日一部改正、同日から施行する。

暫定指導医

第１条　暫定指導医を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

(1) 大学の臨床系講座等に所属する教授または准教授であること。

(2) 他学会専門医および指導医を有すること。

(3) 本学会の会員であること。

(4) 所定の指導医資格条件を暫定期間内に取得することができること。

第２条　暫定期間は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

第３条　研修施設申請は、暫定指導医申請と同時にできるものとする。

第４条　更新は、所定の指導医資格条件を取得してから 5 年間とする。

第５条　暫定指導医の申請料は 3 万円、登録料は 10 万円とする。

第６条　所定の指導医資格条件を取得し指導医に移行した場合には、指導医申請書を再度提出すること。ただし、申請料及び登録料等は必要としない。

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度施行細則

（趣旨）

第1条　公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度規程（以下、「規程」という。）に定める事項以外については、この施行細則に従う。

（教育講座の開催）

第2条　規程第６条に定める専門医教育講座の開催に関しては、申し合わせに定める。

（口腔インプラント専門医の申請資格）

第3条　規程第８条第１項第３号に定める研修施設在籍期間は、複数の研修施設での研修期間を合算したものでもよい。

第4条　規程第８条第１項第７号に定める研修（以下、「認定研修」という。）に関しては、附表の研修プログラムに従う。

第5条　規程第８条第１項第９号に定める症例は、下記の各号全てに該当することを要する。

(1)　症例数は、20 症例以上とし、全て上部構造装着から３年以上を経過していること。なおケースプレゼンテーション症例を含んでもよい。

(2)　症例には、多数歯欠損（1 顎７歯以上欠損）症例で全顎にわたるを３症例以上含んでいること。但し１症例はボーンアンカードブリッジ（粘膜負担のない上部構造）でなければならない。この場合、欠損歯数とインプラント埋入数とは、一致する必要はない。

(3)　１顎１症例とし、上下顎にインプラントを埋入した症例では、２症例とみなす。

第6条　規程第８条第１項第 10 号に定めるケースプレゼンテーションを行う者は、申請時に２年以上の会員歴及び指定研修施設所属歴を有し、かつ研修施設の開催する認定研修を終了した者とする。又ケースプレゼンテーションでは、上部構造装着後３年以上経過した１症例を提示する。発表形式、審査方法等については、申し合わせに定める。

第7条　規程第８条第１項第 12 号に定める論文の発表者とは、原著論文では上位３名まで、臨床研究では上位２名まで、症例報告、調査・統計、資料、依頼論文では筆頭著者（最上位）のみとする。又ケースプレゼンテーション論文も論文として認める。

第8条　規程第８条第12号に定める外国雑誌は附表に定め、著者の取り扱いは、施行細則第７条に準じる。

（口腔インプラント専門医の申請方法）

第9条　口腔インプラント専門医を申請する者は、審査料（3 万円）を添えて下記の各号の申請書類を委員会に提出しなければならない。受理した審査料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

(1)　口腔インプラント専門医申請書（様式１）

(2)　誓約書（様式２）

(3)　認定審査料納入済領収書（写）

(4)　履歴書（様式３）

(5)　日本国歯科医師免許証（写）

(6)　日本歯科医師会会員証（写）

(7)　５年間継続正会員証明書（様式４）

(8)　学術大会参加記録（様式５）

(9)　専門医教育講座受講証（平成 19 年度までに臨床系併用型研修施設での研修終了者のみ）

(10)　口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦書（様式６）

(11)　在籍証明書（様式７）

(12) 認定講習会受講終了証明証書（写）（臨床系研修施設所属者のみ研修施設より発行）
(13) ケースプレゼンテーション試験合格証（写）
(14) 業績（様式 8）
(15) 症例一覧表（記載方法は附表に従う）（様式 9）
(16) 患者又は保護者の同意書（様式 10）
(17) 術前と上部構造装着後 3 年以上経過のパノラマエックス線写真（L 版：89×127 ㎜）

（研修施設の申請資格並びに申請方法）
第10条 規程第 10 条に定める研修施設として申請する場合には、下記の各号全てに該当することを要する。
(1) 5 年以上の口腔インプラントに関する臨床研修事業実績を有すること。
(2) 申請前の 8 年間に口腔インプラントに関する研究論文を 5 編以上（本会学会誌 2 編以上含む）発表していること。
(3) 本会学術大会及び支部学術大会において 10 回以上の研究報告を行っていること。
第11条 研修施設を申請する施設の責任者は、審査料（5 万円）を添えて下記の各号の申請書類を認定委員会（以下、委員会という。）に提出しなければならない。受理した審査料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
(1) 申請書
(2) 会員名簿
(3) 口腔インプラント指導医、口腔インプラント専門医名簿
(4) 指導歯科医名簿
(5) 業績（過去 8 年間）
(6) 活動状況（過去 5 年間）
(7) 施設の図面
(8) 施設内部写真
(9) 施設の備品
（研修施設長会議並びに研修施設の評価）
第12条 研修施設の運営を円滑に図るため、委員会は、研修施設長会議を年 1 回以上開催する。施設長会議の議長は、委員会長が務める。
第13条 研修施設は、規程第 11 条に定める講習及び研修を行う。
2 研修の内容は、申し合わせに定める。
第14条 規程第 12 条に定める活動報告書をもとに委員会は、意見書（勧告、指導、注意及び取消）を理事会に上程する。理事会は意見書を審議し、その結果を理事長に答申する。
（口腔インプラント指導医の申請資格）
第15条 規程第 13 条第 1 項第 7 号に定める症例は、下記の各号全てに該当することを要する。
(1) 症例数は 100 症例とし、全て上部構造装着後 3 年以上経過していること。ただし口腔インプラント専門医申請時の 20 症例と重複してもよい。
(2) 症例には、多数歯欠損（1 顎 7 歯欠損以上）で全顎的にわたる補綴症例を 15 例以上、骨増生を実施した症例を 5 例以上含むこと。骨増生症例には、施術内容が判定できる術中写真もしくはエックス線写真を別途提出すること。ただし骨補填材のみの症例は、全顎欠損であっても多数歯欠損症例とは認めない。
2 ただし、大学所属の指導医申請者における症例数の取り扱いは以下の通りとする。

(1) 症例数以外の指導医資格条件を満たしている場合に限り、症例の一部を論文業績で補うことができるものとする。
(2) 症例を論文業績で補う場合には、50 症例以内とする。
(3) 本学会誌筆頭論文 1 編につき 10 症例、本学会誌共著論文又は本学会が認定する学会誌筆頭論文 1 編につき 5 症例、本学会が認定する学会誌共著論文 1 編につき 3 症例をもって当てることができる。
(4) 症例には、多数歯欠損（1 顎 7 歯欠損以上）で全顎的にわたる補綴症例を 10 例以上、骨増生を実施した症例を 5 例以上含むこと。骨増生症例には、施術内容が判定できる術中写真もしくはエックス線写真を別途提出すること。ただし骨補填材のみの症例は、全顎欠損であっても多数歯欠損症例とは認めない。

第16条 規程第 13 条第 1 項 8 号に定める論文は、附表に定める雑誌に掲載された論文とする。

第17条 規程第 13 条第 2 項の取り扱いについては、大学の口腔インプラント臨床に関連する施設の教授又は責任者で以下の各号全てに該当する者とする。
(1) 口腔インプラント専門医であること。
(2) 規程第 13 条第 1 項の内、第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 8 号を除く各号を満たしていること。
(3) 口腔インプラントに関連する論文を 20 編以上発表していること。論文掲載雑誌名は、附表に従うが、内 1 編は本会学会誌であること。ただしケースプレゼンテーション論文は、口腔インプラント指導医の筆頭論文とは認めない。

（口腔インプラント指導医の申請方法）

第18条 口腔インプラント指導医を申請する者は、審査料（3 万円）を添えて下記の各号の申請書類を委員会に届け出なければならない。受理した審査料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
(1) 口腔インプラント指導医申請書（様式 1）
(2) 誓約書（様式 2）
(3) 認定審査料納入済領収書（写）
(4) 履歴書（様式 3）
(5) 日本国歯科医師免許証（写）
(6) 10 年間継続正会員証明書（様式 4）
(7) 口腔インプラント専門医認定証書（写）
(8) 学術大会参加記録（様式 5）
(9) 口腔インプラント指導医 2 名（内 1 名は施設長）の推薦書（様式 6）
(10) 在籍証明書（様式 7）
(11) 業績（様式 8）
(12) 症例一覧表（記載方法は附表に従う）（様式 9）
(13) 患者又は保護者の同意書（様式 10）
(14) BLS（Basic Life Support ）、ACLS（Advanced Cardiovascular Life Support ）、ICLS（Immediate Cardiac Life Support ）のいずれかの講習会受講終了証（写）
(15) 術前と上部構造装着後 3 年以上経過のパノラマエックス線写真（L 版：89×127 ㎜）

（口腔インプラント基礎系指導医（者）の申請方法）

第19条 口腔インプラント基礎系指導医（者）を申請する者は、審査料（3 万円）を添えて下記の各号の申請書類を委員会に届け出なければならない。
(1) 口腔インプラント基礎系指導医（者）申請書

⑵　誓約書
⑶　履歴書
⑷　正会員証明書
⑸　業績（基礎系指導医では、口腔インプラントに関する論文６編以上）
⑹　口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦書
⑺　審査料納入済領収書（写）

（申請書類）
第20条　施行細則第９条に定める口腔インプラント専門医申請書類一式、施行細則第 11 条に定める研修施設申請書類一式、施行細則第 18 条に定める口腔インプラント指導医申請書類一式及び施行細則第 19 条に定める口腔インプラント基礎系指導医（者）申請書類一式は、全て所定の用紙を使用しなければならない。
（認定試験）
第21条　規程第７条に定める口腔インプラント専門医及び口腔インプラント指導医の認定試験は、以下に定めるように行う。試験方法の実施要領については、試験委員会規程に定める。
１　口腔インプラント専門医認定試験
⑴　筆記試験
⑵　面接試験
予め申請者から提出された症例について行う。
２　口腔インプラント指導医認定試験
⑴　面接試験
予め申請者から提出された 100 症例について行う。
（登録料）
第22条　規程第 17 条に定める登録料は、口腔インプラント専門医５万円、口腔インプラント指導医５万円、口腔インプラント基礎系指導医（者）３万円、研修施設５万円とする。
（資格の更新）
第23条　規程第 18 条により口腔インプラント専門医資格の更新をする者は、所定の口腔インプラント専門医更新申請書一式と更新手数料（5 万円）を添えて理事長に届け出なければならない。資格更新の申請は、認定失効期日の６ヶ月前から３ヶ月前までに終了しなければならない。
２　長期の海外出張及び病気等で更新期間内に更新手続きができない場合には、その理由書を認定委員会に提出すれば認定委員会で審議し、更新期間の延長を認める場合がある。
３　資格の更新をする者は、口腔インプラント専門医資格取得の年から５年毎に下記の各号全てに該当することを要す。
⑴ 附表に定める単位：80 単位以上
⑵ 指定研修施設在籍証明書
⑶ 症例報告（指導医氏名、検印必要）：３症例
４　資格の更新に必要な研修単位の算定基準及び症例報告の基準は、附表に定める。
５　口腔インプラント指導医の資格は、口腔インプラント専門医の更新がなされたときに更新される。ただし更新料は、５万円とする。
６　更新時において 65 歳以上の指導医の場合、更新料と更新申請書の１号様式の提出をもって終身口
腔インプラント指導医として認める。この認定証の登録期限の記載は「終身」とする。

第24条 規程第18条により口腔インプラント基礎系指導医（者）資格の更新をする者は、口腔インプラント基礎系指導医（者）更新申請書一式と更新手数料（5 万円）を添えて理事長に届け出なければならない。資格更新の申請は、認定失効期日の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までに終了しなければならない。

2　資格の更新をする者は、口腔インプラント基礎系指導医（者）資格取得の年から 5 年毎に、下記の各号いずれかを満たさなければならない。

(1) 研修施設における講義又は実習

(2) 専門医教育講座の講師

3　更新時において 65 歳以上の場合、更新料と更新申請書の 1 号様式の提出をもって終身口腔インプラント基礎系指導医（者）として認める。この認定証の登録期限の記載は「終身」とする。

第25条 規程第18条により研修施設資格の更新をする責任者は、研修施設更新申請書一式と更新手数料（5 万円）を添えて、理事長に届け出なければならない。資格更新の申請は、認定失効期日の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までに終了しなければならない。

2　資格更新を行う研修施設は、研修施設資格取得の年から 5 年毎に附表に定める単位数を 40 単位以上取得しなければならない。

（補則）

第26条 この施行細則を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

（附則）

1　この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

2　平成 23 年 9 月 16 日一部改正、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定 JSOI 認証医制度規程

（目的）

第１条 本制度は、口腔インプラント学に関わる学識と専門的技能を有する歯科医師の養成を図り、口腔インプラント医療の発展と向上並びに国民の福祉に貢献することを目的とする。

（認定）

第２条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、公益社団法人日本口腔インプラント学会認定 JSOI 認証医（以下、「JSOI 認証医」という。）、を認定し、認定証を交付する。

（JSOI 認証医の申請資格）

第３条　JSOI 認証医を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

(1) 日本国歯科医師免許を有すること。
(2) ２年以上継続して正会員であること。
(3) 指定の研修施設に通算して２年以上在籍していること。
(4) 日本歯科医師会会員であること。
(5) 本会学術大会及び支部学術大会に、４回以上参加していること。
(6) 本会の認定講習会を受講していること。
(7) ２年以上経過した５症例を提出できること。
(8) 口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦が得られること。
(9) ケースプレゼンテーション試験に合格していること。

（JSOI 認証医の申請）

第４条　JSOI 認証医を申請する者は、所定の用紙に必要事項を記載し、申請料（1 万円）とともに認定委員会宛に送付すること。

（JSOI 認証医の認定）

第５条　JSOI 認証医の認定は、認定委員会における資格審査後に、理事会の議を経て決定する。

（JSOI 認証医の認定証交付）

第６条 認定証は、登録料（５万円）を納入し登録申請書を提出した後、理事長から交付される。その氏名及び施設名は、本会学会誌に掲載する。

（JSOI 認証医の資格喪失）

第７条 下記の各号のいずれかに該当する場合には認定委員会、理事会の議を経て認証医の資格を失う。

(1) JSOI 認証医の資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
(2) 歯科医師の免許取消又は歯科医業の停止処分を受けたとき。
(3) 本会の会員の身分を失ったとき。
(4) JSOI 認証医の名誉を毀損するような行為があったとき。

（補則）

第８条 この規程を改正する場合には、委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

２ この規程に定めるもののほか、JSOI 認証医制度規程の実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

（附則）

１ この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定 JSOI 認証医制度施行細則

（趣旨）

第 1 条 公益社団法人日本口腔インプラント学会認定 JSOI 認証医制度規程（以下、「規程」という。）の施行にあたって、規程に定められている事項以外は、この施行細則に従う。

（試験委員会）

第 2 条　JSOI 認証医におけるケースプレゼンテーション試験は、試験委員会が担当する。

（試験）

第 3 条 ケースプレゼンテーション試験の詳細は、申し合わせに定める。

第 4 条 ケースプレゼンテーション試験の合格には、即日の事後抄録提出を要する。

第 5 条 事後抄録の校正は、試験委員会が行う。

（申請書類）

第 6 条　JSOI 認証医の認定を申請する者は、次の各号全てを認定委員会に提出しなければならない。

(1)　JSOI 認証医申請書（様式 1）
(2)　認定審査料納入済領収書（写）
(3)　誓約書（様式 2）
(4)　履歴書（様式 3）
(5)　日本国歯科医師免許証（写）
(6)　会員証明書（様式 4）
(7)　日本歯科医師会会員証（写）
(8)　学術大会参加記録（様式 5）
(9)　在籍証明書（様式6）
(10)　認定講習会受講終了証明証書（写）（臨床系研修施設所属者のみ研修施設より発行）
(11)　ケースプレゼンテーション試験合格証（写）
(12)　口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦書（様式7）
(13)　症例一覧表（様式8）
(14)　患者又は保護者の同意書（様式 9）
(15)　術前と上部構造装着後 2 年以上経過のパノラマエックス線写真（L 版：89×127 ㎜）

(附則)

1　この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

2　平成 23 年 9 月 16 日一部改正、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科衛生士制度規程
（JSOI インプラント専門歯科衛生士）

平成２２年１１月１１日制定

（目的）
第１条　本制度は、口腔インプラント治療介助及びそのメインテナンスを通し、歯科衛生士の口腔インプラントに対する専門的知識と技術を確保するとともに、口腔インプラント学の発展及び向上を図り、もって国民の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。
（認定）
第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科衛生士（以下、「インプラント専門歯科衛生士」という。）を認定するとともに、認定証を交付する。
（委員会）
第３条　本制度の実施に必要な事業を行うためにインプラント専門歯科衛生士委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
第4条　委員会は、理事長が指名する原則、専門医６名及びインプラント専門歯科衛生士２名（以下、「委員」という。）をもって構成する。
２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。
３　委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。
第５条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。
３　委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし可否同数の時は、委員長が決する。
第６条　委員会は、次の業務を行う。
（1）インプラント専門歯科衛生士申請者の資格審査及び試験
（2）インプラント専門歯科衛生士の更新資格審査
（3）インプラント専門歯科衛生士教育講座の開催
（4）その他、委員会が必要と認めた事項
（インプラント専門歯科衛生士試験）
第７条　委員会は、インプラント専門歯科衛生士認定のためにインプラント専門歯科衛生士試験を実施する。
（インプラント専門歯科衛生士の申請資格）
第８条　インプラント専門歯科衛生士の認定を受けようとする者は、申請時に以下の各号すべてに該当することを要する。
(1)　日本国歯科衛生士の免許証を有すること。
(2)　２年以上継続して正会員であること。
(3)　３年以上インプラント治療の介助又はメインテナンスに携わっていること。
(4)　本会学術大会及び支部学術大会に各１回以上参加していること。
(5)　インプラント専門歯科衛生士教育講座を２回以上受講していること。
(6)　口腔インプラント専門医２名の推薦があること。
（インプラント専門歯科衛生士の認定）
第９条　インプラント専門歯科衛生士の認定は、委員会で認定申請書類の審査及びインプラント専門歯科衛生士試験の結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。
（インプラント専門歯科衛生士の認定証の交付並びに氏名の公表）
第10条　インプラント専門歯科衛生士の認定を受ける者は、登録料を本会に納付しなければならない。
２　前項により納付した者をインプラント専門歯科衛生士として登録し、認定証を交付する。

3　認定証を交付された者の氏名は、本会学会誌等に掲載する。

（研修）

第 11 条　インプラント専門歯科衛生士は、本会が主催する研修を受講しなければならない。

2　研修の細目は、申し合わせに定める。

（インプラント専門歯科衛生士の資格更新）

第 12 条　インプラント専門歯科衛生士は、５年毎に更新を受けなければならない。

2　インプラント専門歯科衛生士の更新を申請する者は、施行細則に定める更新単位基準を満たさなければならない。

3　更新の可否は、更新申請書類をもとに委員会において審査し、理事会の議を経て決定する。

（インプラント専門歯科衛生士の資格喪失）

第 13 条 インプラント専門歯科衛生士は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会及び理事会の議を経て、その資格を喪失する。

(1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。

(2) 歯科衛生士の免許を喪失したとき。

(3) 本会会員の身分を喪失したとき。

(4) 委員会でインプラント専門歯科衛生士として不適当と認められたとき。

(5) インプラント専門歯科衛生士資格の更新を怠ったとき。

（補則）

第 14 条　この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

2　この規程に定めるもののほか、本制度実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

（附則）

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考

旧社団法人規程　平成１９年３月２５日制定、平成１９年４月１日施行
平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科衛生士制度施行細則
（JSOI インプラント専門歯科衛生士）

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）
第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科衛生士制度規程（以下、「規程」という。）の施行にあたって、規程に定められている事項以外は、この施行細則に従う。
（インプラント専門歯科衛生士試験の公示）
第２条　本会は、インプラント専門歯科衛生士試験の会告を実施３ヵ月前までに行うものとする。
（インプラント専門歯科衛生士の申請方法）
第３条　認定を申請する者は、試験審査料を添え下記各号の申請書類を委員会に提出しなければならない。受理した試験審査料は、理由の如何にかかわらず返却しない。
（１）インプラント専門歯科衛生士認定申請書
（２）試験審査料納入済領収書（写）
（３）誓約書
（４）履歴書
（５）日本国歯科衛生士免許証（写）
（６）本会会員歴証明書
（７）学術大会参加記録
（８）インプラント専門歯科衛生士教育講座受講記録
（９）口腔インプラント専門医２名の推薦書
（10）在職機関所属長の在籍証明証
（11）症例報告書
（申請書類）
第４条　施行細則第３条に定めるインプラント専門歯科衛生士認定申請書類一式は、所定の用紙を使用しなければならない。
（インプラント専門歯科衛生士試験）
第５条　インプラント専門歯科衛生士試験は、以下のように行う。
（１）試験は、インプラント専門歯科衛生士委員会（以下、「委員会」という。）委員により行う。
（２）試験内容は、受験者による症例のプレゼンテーション並びにそれに対する口述試験とする。
（３）試験時間は 20 分間以内とする。
（インプラント専門歯科衛生士の資格更新）
第６条　規程第 12 条第２項に規定する更新単位は、附表１に従う。所定の更新単位は、５年間で 50 単位以上とする。ただし、本会学術大会参加 10 単位以上、支部学術大会参加 10 単位以上、教育講座受講 20 単位以上を含むものとする。
２　インプラント専門歯科衛生士の資格更新を申請しようとする者は、更新料を添え更新申請書類を委員会に提出しなければならない。
３　資格の更新の申請は、認定失効期日の６ヵ月前から３ヵ月前までに終了しなければならない。
４　長期の海外出張及び病気等で更新期間内に更新手続きができない場合には、その理由書を委員会に提出すれば委員会で審議し、更新期間の延長を認める場合がある。
５　インプラント専門歯科衛生士の資格は、インプラント専門歯科衛生士の更新がなされたときに更新される。

（手数料）
第７条　本制度の施行に関わる諸手数料は、以下のように定める。
1. 試験審査料　１万円
1. 登　録　料　２万円
1. 更　新　料　１万円

（補則）
第８条　この施行細則の変更は、委員会の議を経て、理事会での承認を必要とする。

（附則）

１．この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この施行細則は、平成２５年３月１７日一部改正し、同日から施行する。

附表１　更新単位表（注１）

区　分	種　　別	単　位
学会及び研修会への出席（注２）	日本口腔インプラント学会学術大会※必須（注３）	10
	日本口腔インプラント学会支部学術大会※必須（注３）	10
	日本口腔インプラント学会専門歯科衛生士教育講座※必須	10
	日本歯科衛生士学会学術大会参加（注４）	5
口腔インプラントに関する業績（注５）	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文筆頭著者	20
	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文共同著者	10
	日本口腔インプラント学会認定学術誌への投稿論文著者（筆頭および共同）	5
	日本口腔インプラント学会学術大会での主演者	10
	日本口腔インプラント学会支部学術大会の主演者	10
	日本口腔インプラント学会学術大会での共同演者	5
	日本口腔インプラント学会支部学術大会の共同演者	5
	本会の学術大会又は支部学術大会において行った特別講演、本会インプラント専門歯科衛生士教育講座講師	10
症例報告（注６）	症例報告は、認定失効期日の５年前から認定失効期日３ヵ月前までの症例で最終補綴物を装着して２年以上経過している2症例について所定様式を使い報告すること。	

（注１）所定の更新単位は、５年間で 50 単位以上とする。

（注２）本会の学術大会参加 10 単位以上、支部学術大会参加 10 単位以上、専門歯科衛生士教育講座受講 20 単位以上を含むこと。

（注３）日本口腔インプラント学会学術大会と支部大会とを併催で行っている学術大会に参加した場合には、大会参加歴は本部大会のみの１回となる。従って、別途支部大会にも参加する必要がある。

（注４）出席したことを証明する参加証等のコピーが必要。

（注５）口腔インプラントに関する業績がある場合は、４号様式（２）及び４号様式（３）を作成しなければいけない。

（注６）症例報告は、専門歯科衛生士登録番号1～869までの認定資格者は、２回目以降の更新の際は不要。また、専門歯科衛生士登録番号870以降の認定資格者は不要。

参　考

旧社団法人施行細則　平成１９年３月２５日制定、平成１９年４月１日施行
平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科技工士制度規程
（JSOI インプラント専門歯科技工士）

平成２２年１１月１１日制定

（目的）
第 1 条　本制度は、口腔インプラントに関する歯科技工学の専門的知識および臨床技能・経験を通し、歯科技工士の口腔インプラントに対する専門的知識と技術を確保するとともに、口腔インプラント学の発展及び向上を図り、もって国民の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。
（認定）
第 2 条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科技工士（以下、「インプラント専門歯科技工士」という。）を認定するとともに、認定証を交付する。
（委員会）
第 3 条　本制度の実施に必要な事業を行うためにインプラント専門歯科技工士委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
第 4 条　委員会は、理事長が指名する原則、専門医 6 名及びインプラント専門歯科技工士 2 名（以下、「委員」という。）をもって構成する。
２　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。
３　委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。
第 5 条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。
３　委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし可否同数の時は、委員長が決する。
第 6 条　委員会は、次の業務を行う。
（1）インプラント専門歯科技工士申請者の資格審査及び試験
（2）インプラント専門歯科技工士の更新資格審査
（3）インプラント専門歯科技工士教育講座の開催
（4）その他、委員会が必要と認めた事項
（インプラント専門歯科技工士試験）
第 7 条　委員会は、インプラント専門歯科技工士試験及び採点を行い、その結果を理事会へ提出する。
（インプラント専門歯科技工士の申請資格）
第 8 条　インプラント専門歯科技工士の認定を受けようとする者は、申請時に以下の各号すべてに該当することを要する。
(7)　日本国歯科技工士の免許証を有すること。
(8)　2 年以上継続して正会員であること。
(9)　3 年以上インプラント上部構造の技工に携わっていること。
(10) 本会学術大会及び支部学術大会に各 1 回以上参加していること。
(11) インプラント専門歯科技工士教育講座を 2 回以上受講していること。
(12) 口腔インプラント専門医 2 名の推薦があること。
（インプラント専門歯科技工士の認定）
第 9 条　インプラント専門歯科技工士の認定は、委員会で認定申請書類の審査及びインプラント専門歯科技工士試験の結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。
（インプラント専門歯科技工士の認定証の交付並びに氏名の公表）
第 10 条　インプラント専門歯科技工士の認定を受ける者は、登録料を本会に納付しなければならない。

2　前項により納付した者をインプラント専門歯科技工士として登録し、認定証を交付する。
3　認定証を交付された者の氏名は、本会学会誌等に掲載する。

（研修）

第 11 条　インプラント専門歯科技工士は、本会が主催する研修を受講しなければならない。
2　研修の細目は、申し合わせに定める。

（インプラント専門歯科技工士の資格更新）

第 12 条　インプラント専門歯科技工士は、5 年毎に更新を受けなければならない。
2　インプラント専門歯科技工士の更新を申請する者は、施行細則に定める更新単位基準を満たさなければならない。
3　更新の可否は、更新申請書類をもとに委員会において審査し、理事会の議を経て決定する。

（インプラント専門歯科技工士の資格喪失）

第 13 条 インプラント専門歯科技工士は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会及び理事会の審議を経て、その資格を喪失する。
(1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
(2) 歯科技工士の免許を喪失したとき。
(3) 本会会員の身分を喪失したとき。
(4) 委員会でインプラント専門歯科技工士として不適当と認められたとき。
(5) インプラント専門歯科技工士資格の更新を怠ったとき。

（補則）

第 14 条　この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。
2　この規程に定めるもののほか、本制度実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

附則

この規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登録の日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１９年６月１７日制定、平成１９年４月１日施行
平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科技工士制度施行細則

（JSOI インプラント専門歯科技工士）

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第 1 条　公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科技工士制度規程（以下、「規程」という。）の施行にあたって、規程に定められている事項以外は、この施行細則に従う。

（インプラント専門歯科技工士試験の公示）

第2条　本会は､インプラント専門歯科技工士試験の会告を実施3ヵ月前までに行うものとする。

（インプラント専門歯科技工士の申請方法）

第3条　認定を申請する者は、試験審査料を添えて下記各号の申請書類を委員会に提出しなければならない。受理した試験審査料は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(1)　インプラント専門歯科技工士認定申請書(1 号様式)
(2)　試験審査料納入済領収書(写)
(3)　誓約書(2 号様式)
(4)　履歴書(3 号様式)
(5)　日本国歯科技工士免許証(写)
(6)　本会会員歴証明書(4 号様式)
(7)　学術大会参加記録(5 号様式)
(8)　インプラント専門歯科技工士教育講座受講記録(6 号様式)
(9)　口腔インプラント専門医 2 名の推薦書(7 号様式)
(10)　インプラント上部構造製作を行った 10 症例の症例一覧（8 号様式）
(11)　インプラント上部構造製作を行った 3 症例の報告書(9 号様式)及び症例写真(別添資料)

（申請書類）

第 4 条　施行細則第 3 条に定めるインプラント専門歯科技工士認定申請書類一式は、所定の用紙を使用しなければならない。

（インプラント専門歯科技工士試験）

第 5 条　インプラント専門歯科技工士試験は、インプラント専門歯科技工士委員会（以下、「委員会」という。）委員により行う。

2　試験は、受験者による症例のプレゼンテーション及びそれに対する口述試験と口腔インプラント技工に関する筆記試験とする。

（インプラント専門歯科技工士の資格更新）

第 6 条　規程第 12 条第 2 項に規定する更新単位は、附表 1 に従う。所定の更新単位は、5 年間で 50 単位以上とする。ただし本会学術大会参加 10 単位以上、支部学術大会参加 10 単位以上、教育講座受講 20 単位以上を含むものとする。

2　インプラント専門歯科技工士の資格更新を申請しようとする者は、更新料を添え更新申請書を委員会に提出しなければならない。

3　更新申請は、認定失効期日の 6 ヵ月前から 3 ヵ月前までに終了しなければならない。

4　長期の海外出張及び病気等で更新期間内に更新手続きができない場合には、その理由書を委員会に提出すれば委員会で審議し、更新期間の延長を認める場合がある。

5　インプラント専門歯科技工士の資格は、インプラント専門歯科技工士の更新がなされたときに更新される。

（手数料）

第 7 条　本制度の施行に関わる諸手数料は、以下のように定める。

1. 試験審査料 1 万円
1. 登　録　料 2 万円
1. 更　新　料 1 万円

（補則）

第 8 条　この施行細則の変更は、委員会の議を経て、理事会での承認を必要とする。

附則

この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

附表１　更新単位表（注 1）

区　分	種　　別	単　位
学会及び研修会への出席	日本口腔インプラント学会学術大会※必須 日本口腔インプラント学会支部学術大会※必須 日本口腔インプラント学会専門歯科技工士教育講座※必須 日本歯科技工士学会学術大会参加（注 2）	10 10 10 5
	合　　計	
口腔インプラントに関する業績	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文筆頭著者 日本口腔インプラント学会誌への投稿論文共同著者 日本口腔インプラント学会認定学術誌への投稿論文著者（筆頭及び共同） 日本口腔インプラント学会学術大会での主演者 日本口腔インプラント学会支部学術大会の主演者 日本口腔インプラント学会学術大会での共同演者 日本口腔インプラント学会支部学術大会の共同演者 本会の学術大会又は支部学術大会において行った特別講演、本会インプラント専門歯科技工士教育講座講師	20 10 5 10 10 5 5 10
	合　　計	
症例報告（注３）	症例報告は、認定失効期日の 5 年前から認定失効期日 3 ヵ月前までの症例で 2 症例について所定の様式を使い報告すること。	

（注１）所定の更新単位は、5 年間で 50 単位以上を必要とする。ただし、本会本部学術大会参加 10 単位以上、支部学術大会参加 10 単位以上、専門歯科技工士教育講座 20 単位以上を含むものとする。

（注２）出席したことを証明する参加証等のコピーが必要。

（注３）症例報告は必須である。

参　考

旧社団法人施行細則　平成１９年６月１７日制定、平成１９年４月１日施行

平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 委員会内規

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この内規は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における委員会の設置に関する必要事項を定めることを目的とする。

（委員会）

第２条　本会に、本会定款施行細則第２２条の規定に基づき、次の委員会を置く。

(1)　総務委員会　(2)　財務委員会　(3)　編集委員会　(4)　学術委員会
(5)　教育委員会　(6)　用語委員会　(7)　認定委員会　(8)　試験委員会
(9)　会則委員会　(10) 国際渉外委員会　(11)　倫理委員会
(12)　医療・社会保険委員会　(13)　表彰委員会　(14) 広報委員会
(15)　専門歯科衛生士委員会　(16)　専門歯科技工士委員会
(17)　中央選挙管理委員会　(18)　専門医制度推進委員会
(19)　国際誌検討委員会　(20)　抄録査読委員会　(21)　倫理・懲戒調査委員会

（委員会の構成）

第３条　委員会の定数は原則として８名以内とする。

２　委員長は理事長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

３　委員会は理事長の諮問を受け，特定の事項を審議し理事長に答申するものとする。

（補則）

第４条　この内規を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（雑則）

第５条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める

附　則

１．　この内規は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．　この内規は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 総務委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、庶務委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する事項全般にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員８名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）各種委員会業務の調整及び総括に関する事項

（２）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）各種委員会業務の調整及び総括に関する業務

（２）その他、理事会から諮問された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、平成２４年９月２１日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 財務委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、財務委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する事業の財務にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員７名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する、

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）財務に関する事項

（２）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）予算案の策定

（２）決算に関する業務

（３）入会金・年会費に関する業務

（４）学術大会の決算に関する業務

（５）諸料金（投稿料・審査料・登録料・広告料等）に関する業務
（６）各種経費の申し合わせ事項の作成
（７）会計監査に関する業務
（８）その他、財務に関する業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 編集委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、編集委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条及び定款施行細則第１７条、第１８条に規定する学会誌（英文誌を除く。以下同じ。）の発行ならびに編集等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員９名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）編集の基本方針に関する事項

（２）投稿規程の制定・改廃に関する事項

（３）その他、学会誌に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）投稿原稿の受付と査読者の決定
（２）査読結果の報告を受けた原稿の掲載決定
（３）依頼原稿の執筆者、項目、原稿枚数、執筆期限等の決定
（４）毎号の編集、発刊に関し、必要な事項の検討

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 学術委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、学術委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する学術研究にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員８名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）学術大会の運営に関する事項

（２）関連する国内学会との連携

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）学術大会の運営に関する業務

（２）関連する国内学会との連携の調整

（３）その他、学術、研究に関する業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日より施行する。

３．この規程は、平成２４年９月２１日に一部改正し、同日より施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 教育委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、教育委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する教育ならびに研修にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員１１名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）学部教育におけるカリキュラム

（２）専門医教育におけるカリキュラム

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）学部教育におけるガイドラインの作成

（２）専門医教育におけるガイドラインの作成

（３）その他、教育に関する事項

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 用語委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、用語委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定するインプラント学に関する学術用語にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員８名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）インプラント学に関する学術用語の検討

（２）インプラント学に関する学術用語集の検討

（３）関連する国内及び国際学会における学術用語の整備ならびに統一

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）インプラント学に関する学術用語の統一

（２）インプラント学に関する学術用語集の編纂業務
（３）関連する国内及び国際学会における学術用語の整備ならびに統一
（４）その他、学術用語、研究に関する業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 認定委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、認定委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条第５項に規定する専門医の認定等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長２名及び原則として委員１５名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することが出来ない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）　　口腔インプラント認証医に関する事項

（２）　　口腔インプラント専門医に関する事項

（３）　　口腔インプラント指導医に関する事項

（４）　　口腔インプラント基礎系指導医（者）に関する事項

（５）　　研修施設に関する事項

（６）　　専門医教育講座に関する事項

（７）　　その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

(1)　口腔インプラント認証医の資格審査

(2)　口腔インプラント専門医の資格審査及び更新資格審査

(3)　口腔インプラント指導医の資格審査及び更新資格審査

(4)　口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格審査及び更新資格審査

(5)　研修施設の資格審査及び更新資格審査

(6)　専門医教育講座の開催

(7)　研修施設の活動報告書及び事業計画書の審査

(8)　その他、理事会から諮問された事項

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社会法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 試験委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、試験委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する認定医試験にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員２３名をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において指導医から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、各支部の指導医から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席し、第７条に掲げる業務を分担することができる。

（業　務）

第７条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）認定試験

（２）認定試験の試験問題の作成

（３）認定試験申請書類の審査

（４）ケースプレゼンテーション試験の実施

（５）ケースプレゼンテーション論文の査読

（６）その他、認定試験の実施にかかわる業務

（７）その他、理事会から付託された業務

（細　則）

第８条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第９条　　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会則委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、会則委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する会則等の改正にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）規程に関する事項

（２）細則に関する事項

（３）内規等に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）規程の改正に関する業務

（２）細則の改正に関する業務

（３）内規等の改正に関する業務

（４）その他、理事会から付託された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な内規等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会で審議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 国際渉外委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、国際渉外委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する渉外活動にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）国外の関連他学会との交流

（２）国外の他学会への演者及び役員の推薦

（３）関連する国際学会との連携

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）国外の関連学会に関する情報の収集及びその広報・通知

（２）国外の関連学会との共催学会開催の支援

（３）学術大会への外国人講師の招聘

（４）その他、国外との渉外に関する事項

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 倫理委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、倫理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する倫理問題にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）口腔インプラント学及び口腔インプラント医療における倫理指針

（２）厚生労働省未承認薬剤及び器材の臨床使用及び学会での取り扱い方法

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）口腔インプラント学及び口腔インプラント医療における倫理に関する調査及び研究

（２）前号の調査及び研究に基づく口腔インプラント及び口腔インプラント医療における倫理に資する総合的な方策の立案と実施

（３）その他、前号の目的を達成するために必要な業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 医療・社会保険委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、医療・社会保険委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する医療問題にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）インプラント診療に係る医療問題に関する事項

（２）診療ガイドラインに関する事項

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）医療問題における調査と分析

（２）診療ガイドラインの作成

（３）その他、医療問題に関して理事会から付託された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規定は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 表彰委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、表彰委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条及び定款施行細則第２０条に規定する表彰にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、本会表彰制度規程に基づき、次の事項を審議する。

（１）各賞候補者の審査および選考

（２）各賞に必要な事項の審議

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）名誉会員の推薦に関すること

（２）学会特別功労賞選考に関すること

（３）学会特別賞選考に関すること

（４）学会特別論文賞選考に関すること
（５）学会優秀論文賞選考に関すること
（６）学会奨励論文賞選考に関すること
（７）優秀研究発表賞選考に関すること
（８）優秀発表賞（デンツプライ賞）選考に関すること
（９）その他、表彰に関すること

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 広報委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、広報委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する広報にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員７名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）本会広報誌の編集

（２）本会ホームページの編集

（３）その他、本会の広報に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）本会広報誌による本会会員への広報活動

（２）本会ホームページによる本会会員及び社会に向けての情報発信

（３）その他、広報に関する業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 専門歯科衛生士委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、専門歯科衛生士委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条第５項に規定するインプラント専門歯科衛生士の認定等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名をもって組織し、原則として専門医６名及びインプラント専門歯科衛生士２名をもって構成する。

２　　委員長は理事長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

３　　委員は、理事長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（業　務）

第７条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）インプラント専門歯科衛生士の資格審査、試験及び認定

（２）インプラント専門歯科衛生士の更新資格審査及び認定

（３）インプラント専門歯科衛生士教育講座の開催

（４）その他、委員会で必要と認めた事項及び理事会から付託された業務

（細　則）

第８条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会簿議を経て

別に定める。

（改　廃）

第９条　　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 専門歯科技工士委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、専門歯科技工士委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条第５項に規定するインプラント専門歯科技工士の認定等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名をもって組織し、原則として専門医６名及びインプラント専門歯科技工士２名をもって構成する。

２　　委員長は理事長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

３　　委員は、理事長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（業　務）

第７条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）インプラント専門歯科技工士の資格審査、試験及び認定

（２）インプラント専門歯科技工士の更新資格審査及び認定

（３）インプラント専門歯科技工士教育講座の開催

（４）その他、委員会で必要と認めた事項及び理事会から付託された業務

（細　則）

第８条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て

別に定める。

（改　廃）

第９条　　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 中央選挙管理委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２に基づき、中央選挙管理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款及び定款施行細則に規定する役員候補者及び代議員候補者選出にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員若干名をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）正会員数の確認に関する事項

（２）次期代議員候補者及び次期理事候補者の資格、身分の確認に関する事項

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）正会員数の確認

（２）次期代議員候補者及び次期理事候補者の選出の特例の決定

（３）次期代議員候補者及び次期理事候補者の資格の確認

（４）その他、前号の目的を達成するために必要な業務

（細　則）

第９条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、本委員会の発議により、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 専門医制度推進委員会規程

平成２４年７月２２日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、専門医制度推進委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条及び定款実施細則第２４条に規定する専門医制度の推進にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員８名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）専門医制度の推進に関する事項

（２）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）専門医制度の推進に関する業務

（２）その他、理事会から諮問された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

この規程は、平成２４年７月２２日に制定し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 国際誌委員会規程

平成２４年７月２２日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、国際誌委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条及び定款実施細則第１８条に規定する学会誌のうち英文誌の発行にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員８名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）英文誌の発行に関する事項

（２）前号に関し、関連する国外学会との連携に関する事項

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）英文誌の発行にかかる業務

（２）前号に関し、関連する国外学会との連携・調整

（３）その他、理事会から諮問された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、平成２４年７月２２日に制定し、同日から施行する。

２．この規程は、平成２４年９月２１日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、平成２５年３月１７日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会における
基本財産の運用益の使途に関する規程

平成２２年１１月１１日制定

（目　的）

第１条　この規程は、基本財産の連用益の使途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（使　途）

第２条　基本財産の運用益の使途は、定款第５条に定める事業の実施に限定する。

（補　則）

第３条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会における
学術推進基金に関する規程

平成２２年１１月１１日制定

（目　的）
第１条　この規程は、基金（以下「基金」という）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（使　途）
第２条　基金の使途は、研究奨励事業、国際学術大会開催等の実施に限定する。

（構　成）
第３条　基金は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）　基金とすることを指定して寄附された財産
（２）　理事会において基金に繰り入れることを議決した財産
（３）　基金とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式

（管理運用）
第４条　基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

（充　当）
第５条　基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその金額を執行する。
２　前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

（処　分）
第６条　事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

（補　則）
第７条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
役員の報酬等及び費用に関する規程（報酬規程）

平成 22 年 11 月 11 日制定

（目的及び意義）

第１条　　この規程は、この法人の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、総会に選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　　この法人は、常勤役員及び非常勤役員の報酬は、原則として無報酬とする。ただし、非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事については、理事会への出席、監査業務等、必要の都度、定額を支払うことができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　　非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事に対する報酬は、下記に定める金額とする。

理事会への出席、監査業務等、必要の都度　２万円

（報酬の支給日）

第５条　　非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事の報酬は、その都度支給する。

（報酬等の支給方法）

第６条　　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第７条　　この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

（公表）

第８条　　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 慶弔規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、本会の業務のため慶弔に関する支出の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図るため本規程を定める。

（慶事）

第２条　本会に多大の功績をもたらした者の慶事に際しては、祝意を表することができる。

２　各支部、関連学会、関連学会役員等の慶事に際しては、祝意を表することができる。

３　祝意は、祝儀及び祝電とする。

４　執行に際して必要があれば、理事長又は代表者が直接祝意を表することができる。その際の交通費、宿泊費等は、旅費規程にしたがって支給する。

５　その他、理事長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

（弔事）

第３条　会員の逝去に際しては、通常総会時に弔意を表するものとする。

２　本会に多大の功績をもたらした者の弔事に際しては、弔意を表することができる。

３　弔意は、弔電、生花及び香典とする。

４　執行に際して必要があれば、理事長又は代表者が直接弔意を表することができる。その際の交通費、宿泊費等は、旅費規程にしたがって支給する。

５　その他、理事長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

（執行）

第４条　慶事及び弔事は、会員等からの通知に基づくものとする。

２　慶事及び弔事を行った場合は、理事会で報告するものとする。

（祝儀及び香典）

第５条　祝儀及び香典は、一般社会通念上の額とする。

２　慶事及び弔事に関わる支出は、予備費から行う。

（補則）

第６条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

益社団法人日本口腔インプラント学会 支部助成金規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　支部活動活性化のため、各支部に年度毎に支部助成金を交付する。助成金の額は、別に定める。

（使用目的）

第２条　支部助成金は、以下の項目について使用するものとする。

（１）　支部評議員会等の開催経費

（２）　支部総会経費

（３）　学術大会経費

（４）　選挙経費

（５）　専門医教育講座関連経費

（６）　専門歯科衛生士教育講座関連経費

（７）　専門歯科技工士教育講座関連経費

（８）　市民公開講座等の社会連携関連経費

（９）　その他本学会の趣旨と合致した活動

２．各種教育講座開催に関しては、別途費用を支給する。詳細は別に定める。

（補則）

第３条　この規程の改正には、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 支部会計規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）
第１条　助成金を含めた支部会計は、本規程により処理する。

（会計手続き）
第２条　支部における経理上の取り扱いは、以下の通りとする。
（１）　年度開始前の２月末日までに、本部事務局へ翌年度事業計画書及び支部予算書を提出する。
（２）　年度経過後４月３０日までに、本部事務局へ前年度事業報告書ならびに支部会計及び支部学術大会会計の決算書、出納簿(写)、年度末における残高証明書を提出する。なお、年度末において手元保有現金がある場合は、出納責任者の証明書を添付する。
（３）　領収書等証拠書類は、原則として支部保管とする。
（４）　支部資金残高は、本部支部合算の財産目録の資産の部の流動資産に掲載する。

（謝礼等の処理）
第３条　講師等の謝礼の支払いに当たっては、以下の通りとする。
（１）　支部において講演依頼する場合には、あらかじめ本部事務局に講演開催名、講演開催日、講師名、演題、講師住所、講師料を連絡する。
（２）　講師謝礼には税金（源泉徴収）を含むものとする。なお、本部事務局で手取りの領収書と源泉徴収票を作成し、支部へ送付する。
（３）　支部は、手取り金額を講師に渡し、領収書に署名を受け、保存する。源泉徴収票は講師に渡し、源泉徴収料は本部事務局に送金する。源泉徴収料は、本部事務局で納税する。
（４）　旅費交通費に関しては、学会旅費規程に準拠するものとする。
（補則）
第４条　この規程の改正には、理事会の議決を要する。

附則
本規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会計処理規程

平成２２年１１月１１日制定

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における会計処理に関し、法令、定款、公益法人会計基準（平成１６年１０月１４日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡申し合わせ）に定めのない事項について、定める。

（経理の原則）

第２条　本会の経理は、前条の定めに準拠して処理されなければならない。本規程ならびに公益法人会計基準に定めのない経理処理については、財務担当理事の決裁を得て行う。

２　本規程は、本会の経理事務のすべてについて適用する。

（会計年度）

第３条　本会の会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

（会計区分）

第４条　本会の会計は単一の会計とする。

２　事業遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、総会の承認を得て特別会計を設けることができる。

３　本会の経理は、本部及び支部を一括した統一会計とする。但し、一般会計、特別会計ごとに区分して行う。

第２章　収支予算

（収支予算の目的）

第５条　収支予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数をもって表示し、責任の範囲を明らかにし、かつ収支予算と実績との比較検討を通じて事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（収支予算書の作成）

第６条　財務担当理事は、理事長の指示を受けて関係者から予算編成に必要な資料を提出させ、また調整を行い、収支予算書の原案を作成して理事長へ提出する。

２　理事長は、前項の収支予算書原案を総会へ提出する際は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

３　収支予算書は、理事会の議決を経て毎事業年度開始前に文部科学省に提出しなければならない。

（暫定予算書の作成）

第７条　財務担当理事は、年度開始後収支予算案が総会で承認されるまでは、経常的収支の執行についてのみ事務局長に行わせる。

２　理事長は、予算の編成がやむを得ない理由により遅延するときは、財務担当理事に前年度の予算の範囲内で一定期間の暫定予算書を作成させ、理事会の承認を経て、

執行させることができる。
３　前項の暫定予算は、速やかに本予算に組み入れることを要する。
（支出予算の流用）
第８条　予算の執行に当たり、各項目間において相互に流用してはならない。但し、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、小科目間において流用することができる。
（予備費の計上及び使用）
第９条　支出予算に、予測し難い不足を補うため相当額の予備費を計上するものとする。
２　財務担当理事は、前項の予備費を使用する場合、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。予備費を使用したときは、理事長は理事会に使用の理由、金額及び積算基礎を明らかにして報告しなければならない。
（収支予算の補正）
第１０条　やむを得ない理由により収支予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を編成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。
（収支予算の執行者）
第１１条　収支予算の執行者は、理事長とする。
２　各事業担当の理事は、所管事業に関する収支予算の執行について、理事長に対して責任を負う。
（経理責任者）
第１２条　本会の経理責任者は、財務担当理事とする。
２　財務担当理事は、本会の財務及び経理業務を適切に遂行するため、事務局長を指揮する。

第３章　決　算

（決算の種類）
第１３条　決算は、毎月末の月次決算と毎年３月末の年度決算に区分して行う。
（月次決算）
第１４条　財務担当理事は、毎月末に会計記録を整理し次の計算書類を作成して、理事長に提出しなければならない。
（１）月次収支計算書
（２）貸借対照表
（年度決算）
第１５条　財務担当理事は、年度決算においては通常の業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行わなければならない。
（１）減価償却額の計上
（２）未収金、未払金、前払金、前受金の計上
（３）退職給付引当金の計上
（４）流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
（５）負債の実存性と簿外負債がないことの確認
（６）収支計算書に計上された項目のうち、資産、負債とされるものが正しく貸借対照表に計上されているか否かの確認
（７）その他必要とされる事項の確認
（決算書類の作成）

第１６条　財務担当理事は、前条の年度決算に必要な計算を行った後、次に掲げる計算書類による決算書を作成し、理事長に報告しなければならない。

（１）収支計算書
（２）貸借対照表
（３）正味財産増減計算書
（４）財産目録
（５）収支計算書及び財務諸表に対する注記
（６）その他必要な書類

第１７条　理事長は、前条の計算書類について監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて理事会及び総会へ提出し、その承認を受けて決算を確定しなければならない。

２　前項の計算書類は、毎年６月末日までに文部科学省に提出しなければならない。

（重要な会計方針）

第１８条　本会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

（１）有価証券の評価基準について
①　満期保有目的の債権は、移動平均法による原価法による。
②　時価のある有価証券は、決算日の市場価格等に基づく時価法により評価し、売却原価は移動平均法により算定する。
③　時価のない有価証券は、移動平均法による原価法による。

（２）固定資産の原価償却について
減価償却資産は、定額法による減価償却を実施する。

（３）引当金の計上基準について
退職給与引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。

（４）消費税の会計処理は、税込処理による。

（５）資金の範囲には、現金預金、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預かり金及び一時的な資金運用として保有している有価証券・短期借入金を含める。

第４章　財　務

（資金計画）

第１９条　財務担当理事は、予算執行に際して必要と思われる場合は、年度収支予算にもとづき年次及び月次資金計画を作成する。

（資金の調達）

第２０条　本会の事業運営に要する資金は、入会金収入、会費収入、事業収入、補助金等収入、寄付金収入、基本財産及び運用財産より生ずる利息収入その他の収入により調達する。

（資金の借入れ）

第２１条　財務担当理事は、前条に定める収入によりなお資金が不足する場合は、金融機関からの借入金により調達する。

２　年度収支予算の執行に当たり、資金の一時的な不足を調達するため資金を借入れた場合は、その借入金は原則としてその年度内に返済しなければならない。

３　固定資産の取得、改良、その他資本的支出に充てるための資金を借入れる場合は、原則として長期借入金によらなければならない。

４　資金の借入れは、理事会で承認された収支予算書及び一時的な短期の借入金については収支予算書に注記されている借入限度額の範囲内で、財務担当理事がその返済計画を作成し、理事長の承認を得て行わなければならない。

（投資）

第２２条　財務担当理事は、理事長の承認を得て、出資及びその変更・脱退ならびに有価証券の取得及びその売却を行うことができる。

２　有価証券は、金銭と同様安全かつ確実に管理するとともに、適切に運用しなければならない。

３　有価証券の価格は、原則として取得価格による。但し、時価が取得価格より著しく低く、かつ取得価格までの回復の見込みがない時は、時価により評価する。

（資金の貸付け）

第２３条　財務担当理事は、理事長の承認を得て、別に定めるものを除き資金の貸付けを行うことができる。

（金融機関との取引）

第２４条　財務担当理事は、金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事長の承認を得て行う。

２　金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第５章　勘定科目及び電算帳簿組織

（勘定科目の設定）

第２５条　各会計区分においては、収入及び支出の状況ならびに財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

２　各勘定科目の名称、性質及び処理基準については、公益法人会計基準の定めるところによる。

（勘定処理の原則）

第２６条　勘定処理を行うに当っては、特に次の原則に留意しなければならない。

（１）すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理しなければならない。

（２）収入科目と支出科目とを相殺してはならない。

（３）その他一般に公正妥当と認められた公益法人会計基準に準拠して行う。

（会計帳簿）

第２７条　会計帳簿は、次のとおりとする。

（１）主要簿　　① 総勘定元帳　　② 仕訳帳

（２）補助簿

２　補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票ならびに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成されなければならない。

（会計伝票）

第２８条　一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行う。

２　会計伝票は次のとおりとする。

（１）入金伝票

（２）出金伝票

（３）振替伝票

３　会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は別に保存する。

（証憑）

第２９条　証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。
（１）請求書
（２）領収書
（３）証明書
（４）原議書及び伺書
（５）検収証、納品書
（６）引渡書
（７）各種計算書
（８）見積書及び発注書
（９）契約書、覚書その他の証書
（10）その他取引を裏付ける参考書類

（記帳）
第３０条　総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。
２　補助簿は、会計伝票又は証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

（電算帳簿書類の保存・処分）
第３１条　経理に関する書類及び電算帳簿、電算伝票の保存期間は次のとおりとする。

（１）貸借対照表及び正味財産増減計算書	永久
（２）収支予算書及び収支計算書	永久
（３）収入支出に関する帳簿及び証拠書類	10 年
（４）会計帳簿及び会計伝票	10 年
（５）その他の書類	5 年

２　前項の保存期間は、当該会計年度終了日から起算する。
３　電算帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に財務担当理事（財務委員長）の指示又は承認によって行う。

第６章　出　納

（金銭の範囲）
第３２条　この規定において金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいう。
２　現金とは、通貨のほか随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
３　手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱う。

（預貯金及び公印等の管理）
第３３条　預貯金の名義人は、公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長とする。
２　金融機関届出の印鑑は、財務担当理事が保管・管理する。
３　金融機関の預貯金通帳は、出納責任者が堅牢な金庫内に保管・管理する。
４　金融機関との取引を開始し又は廃止するときは、理事長の承認を得なければならない。

（出納責任者）
第３４条　本会に出納責任者を置き、事務局長がこれにあたる。
２　出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を置くことができる。
３　出納事務担当者は、出納責任者が特に定めた以外の業務を行ってはならない。

（納入告知及び督促）
第３５条　出納責任者は、関係者に対して適時に納入告知または債権の督促を行う。

（金銭の収納）
第３６条　金銭の収納は、原則として本会預貯金口座への振込みによって行う。但し、入会時の入会金及び年会費、その他特別の理由があるときは現金をもって収納することができる。この場合別に定める領収証を発行しなければならない。また、振込みによる収納の場合、本人の請求があったときは領収証を発行しなければならない。
２　領収証は出納責任者が発行する。但し、特別の理由があるときは、出納事務担当者に発行を委ねることができる。
３　収納した金銭は、原則として日々銀行に預け入れるものとし、収納した金銭を支出に充ててはならない。
（支払方法）
第３７条　金銭の支払いは、原則として銀行振込制度によるものとする。但し、少額の支払い等これにより難い場合はこの限りでない。
（小口現金）
第３８条　出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手持現金を置くことができる。
２　手持現金の額は、通常一ヶ月程度の所要額を勘案して必要最小限にとどめる。
（支払手続き）
第３９条　出納事務担当者が金銭を支払うときは、支払い期限を順守し、出納責任者の承認を得て、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類（写）に、必要事項を記載した預金払戻請求書を添えて、財務担当理事へ送付する。
２　財務担当理事は、前項の預金払戻請求書を受領したときは、添付の請求書その他取引を証する書類（写）と照合して、支払いの正当性及び金額を確認し保管する金融機関届出の印鑑を捺印して、出納事務担当者へ返送するものとする。
３　出納事務担当者は、財務担当理事から前項の預金払戻請求書を受領したときは、支払伝票を作成し出納責任者の決裁を得たのち、支払い手続きを行う。
（出納報告書）
第４０条　出納責任者は、現金収納した入会金及び年会費ならびに第３７条に規定する小口現金に関する出納報告書を毎月末に作成し、手持ち現金残高の内訳表を添えて財務担当理事へ報告しなければならない。

第７章　契　約

（契約事務責任者）
第４１条　本会に契約事務責任者を置き、事務局長がこれにあたる。
２　契約事務責任者は、請負、売買、貸借その他の契約をする場合は、原則として複数の者による一般競争又は指名競争入札によるものとし、公正な方法により競争に付さなければならない。但し、第４２条及び第４４条に該当する場合は、随意契約によることができる。
（随意契約）
第４２条　次に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず随意契約によることができる。
（１）本会の情報及び行為を秘密にする必要があるとき。
（２）契約の性質又は目的が競争に適さないとき。
（３）緊急の必要により、競争に付することができないとき。
（４）競争に付することが不利と認められるとき。

（５）予定価格が３００万円を超えない製造または請負をさせ、または予定価格が２００万円を超えない財産を買い入れるとき。
（６）予定価格が５０万円を超えない財産を売り払うとき。
（７）予定賃借料の年額又は総額が１００万円を超えない物件を借り入れるとき。
（８） 随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
（９）官公庁その他の公法人、公益法人、慈善のため設立された救済施設等と契約するとき。
(11) 運送又は保管をさせるとき。
(12) 外国で契約するとき。
(13) 前各号のほか、本会の業務運営上理事長が特に必要と認めたとき。

（見積書の徴取）

第４３条　随意契約による場合には、原則として２人以上の者から見積書を徴するものとする。但し、５万円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

（随意契約の特例）

第４４条　競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

（予定価格の設定）

第４５条　契約事務責任者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約にかかる予定価格を設定しなければならない。但し、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格書の作成を要しないと認められるもの等特別の事由がある場合については、予定価格書の作成を省略することができる。

（落札の方式）

第４６条　契約事務責任者は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。但し、本会の支払の原因になる契約のうち、相手方となるべき者の申し込み価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

２　契約事務責任者は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が本会にとって最も有利なもの（同項但し書きにあっては、次に有利なもの）をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

（契約書の作成）

第４７条　契約事務責任者は、契約を締結しようとするときは、当該契約の性質及び目的に従ってその履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。但し、小額の契約その他の理由で契約書の作成の必要を認めない場合は、省略することができる。

第８章　物　品

（物品の範囲）

第４８条　この規定において物品とは、次の各号のものをいう。

（１）消耗品

（２）備　品　（耐用年数１年以上もので、取得価格が２０万円以上のもの）

（物品の購入）

第４９条　物品の購入は、収支予算に基づいて事務局長が行う。

２　備品の購入にあたっては、事前に理事長及び財務担当理事の承認を得る。

（物品の管理）

第５０条　事務局長は、経費を支出して取得した物品のうち、備品として管理するものは備品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならない。

（補　則）

第５１条　本規程の改正は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 旅費規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の業務のため旅行する役員及び会員等の旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

（旅費の支給）

第２条　役員及び会員等が出張した場合には、この規程に定める旅費を支給する。

（旅費の計算）

第３条　旅費は、通常の経路及び方法により旅行した場合の最も経済的な旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、現に旅行した経路及び方法により計算する。

２　会議等の出席に際しての移動には、新幹線の利用を認める。

３　前項における北海道、九州、四国，及び本州の青森，岩手、宮城、秋田，山形、富山，鳥取、島根、広島，山口県からの出席者には、航空機の利用を認める。

４　理事会および常務理事会出席のための交通費は、グリーン料金を支給する。

５　その他の事例については、理事長が決定する。

（交通費の支弁）

第４条 会議等が１０時３０分以降に開始し、１８時までに終了した場合には、前条の旅費（JR のぞみ指定席又は飛行機エコノミー席）のほか、市内交通費として５千円を支給する。航空運賃は認められた地域において，現に支払った運賃（実費運賃）を支給する。なお、特別な理由により旅費が支給額を超えた場合は，事務局に申請して差額の支給を受けることができる。

第５条　同一日の異なる会議等に出席した場合の旅費は、一会議等分のみを支給する。ただし、都内の移動を行った場合には、近郊交通費として３千円を別途支給する。

第６条　異なる会議等が２日間連続して開催され、それぞれに出席する場合には、前条に従い交通費を支給する。この場合、市内交通費は２日分を支給する．ただし、２日目の会議等開始時間が１０時３０分より前の場合には、一会議等の交通費及び宿泊費の支給とする。

第７条　東京都内開催の会議等に関東・甲信越支部所属の委員が出席する場合には、近郊交通費として３千円を一律に支給する。

２　前項の金額により出席が困難な地域については、その都度考慮する。

（日当）

第８条　日当は、日額３千円を支給する。

（宿泊費）

第 9 条　会議等が、１０時３０分より前又は１８時より後に開催される場合には、宿泊費として１万２千円を支給する。

（旅費の支弁）

第 10 条　交通費及び宿泊費の支払いは、委員等からの申し出によらず、理事長及び庶務担当常務理事が決定する。なお、個別の事例については、理事長が決定する。

第 11 条　土曜・日曜・祝祭日に開催する会議等における旅費の支給は、原則として銀行振込みによるものとする。

（補則）

第 12 条　本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学科落としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会就業規程

平成２２年１１月１１日制定

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款第３３条の規定に基づき、本会の職員の就業について必要な事項を定め、適正な勤務の確保及び職員の身分の安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、本会に常時勤務する職員に適用する。

２　本会が採用する非正規職員である嘱託、派遣職員及び短期アルバイトについては、本規程に定める必要な規定を準用する。

（服務の原則）

第３条　職員は、本会設立の趣旨に基づき、法令、定款及びこれに基づく規程等を遵守し、上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

２　事務局の統括者は事務局長とし、理事会の承認を得て事務局次長以下の職階を定めることができる。

（禁止事項）

第４条　職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　本会の信用を傷つけ、又は本会の不名誉となるような行為をしてはならない。

(2)　職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(3)　理事長の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て、いかなる業務若しくは事務にも従事してはならない。

第２章　採　用

（職員の採用）

第５条　職員の採用は、選考により行う。

２　第１項の選考は、書類審査、面接試験及び健康診断の方法による。

３　職員になろうとする者は、次の各号に掲げる書面を理事長に提出しなければならない。

(1)　履歴書（写真貼付のもの）

(2)　健康診断書

(3)　最終学校の卒業証明書及び前職の退職証明書

(4)　資格又は免許証等の写し

(5)　前各号のほか理事長が必要と認める書類

４　職員の採用は、第1項に規定する選考に合格した者のうちから、所定の手続を終え

た者に理事長が辞令を交付することによって行う。

（書類の提出）

第６条　職員として採用された者は、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

(1)　身上書

(2)　厚生年金保険等被保険者証

(3)　所得税控除申告書又は前歴先の所得税源泉徴収票

(4)　扶養手当受給申請書

(5)　戸籍抄本又は住民票の写し

(6)　その他必要と認める書類

２　前項の書類の記載事項に異動があった場合は、その都度遅滞なく届け出なければならない。

第３章　勤　務

（勤務時間及び休憩時間）

第７条　職員の就業時間は、次のとおりとする。

(1)　就業　　始業　午前９時３０分
　　終業　午後５時３０分

(2)　休憩時間　　正午より午後１時まで

２　事務局長の勤務時間については、別に理事長が決定する。

（休日）

第８条　休日は次のとおりとする。

(1)　土曜日、日曜日

(2)　国民の祝日

(3)　年末及び年始（１２月２８日から１月３日まで）

(4)　前各号に掲げるほか、特に本会が指定する日

（時間外勤務及び休日勤務）

第９条　業務上必要あるときは、前２条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務を命じることがある。

２　前項の休日出勤を命じた場合は、当該日以降の勤務日を休日に振り替えることとする。この場合、振替前の休日は所定の勤務日とし、振替後を休日とする。

（有給休暇）

第10条　職員が６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した場合、１０労働日の有給休暇を与える。勤務日が８割に満たないときは、その都度別に定める。

２　職員が１年６か月以上継続勤務した場合、６か月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数１年（全労働日の８割以上出勤した１年に限る。）ごとに第１項の日数に１労働日を加算した有給休暇を与える。ただし、２０日を限度とする。

３　休暇は日及び時間を単位とし、８時間（休憩時間を含む）をもって１日とする。

４　休暇を請求する場合には、事前に事務局長の許可を受けなければならない。

５　休暇は、当該年度の残存日数に限りこれを翌年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第11条　職員は次の各号に掲げる場合には、特別有給休暇を受けることができる。

(1)　本人が結婚するとき。　５日

(2)　実子が結婚するとき。　１日

(3)　父母、配偶者、又は子が死亡したとき。　７日

(4)　祖父母、兄弟姉妹又は孫が死亡したとき。　４日

(5)　夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持のため　７月から９月の期間に５日

(6)　前各号のほか本会が必要と認めたとき。　必要な期間

２　特別有給休暇を受けようとする職員は、事前に事務局長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（産前産後の休暇）

第12条　産前産後の休暇を請求する女子は、産前６週間、産後８週間の休暇を受けることができる。

（出勤等）

第13条　職員は、定刻までに出勤し、本人自ら出勤簿に押印しなければならない。

（早退等）

第14条　遅刻をした者及び早退しようとする者は、事務局長の承認を得なければならない。

（欠勤等）

第15条　病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に申し出て事務局長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後に速やかに届け出なければならない。

２　病気欠勤が７日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えるものとする。

（有給休暇への振替）

第16条　第14条及び前条の規定により届出があった場合に限り、第10条の有給休暇の範囲内で振り替えることができる。

（出張）

第17条　職員は、業務のため必要あるときは出張を命ぜられることがある。

２　出張に関する手続及び出張旅費については別に定める。

第４章　給　与

（給与）

第18条　職員の給与は、別に定めるところにより、これを支給する。

第５章　休職、退職及び解雇

（休職）

第19条　職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職とする。

(1)　業務外の傷病により欠勤し、３か月を経過しても治癒しないとき。

(2)　刑事事件に関して起訴されたとき。

(3)　公職に就任したとき。

(4)　前各号のほか、特別の事情により休職させることが適当であるとき。

（休職の期間）

第20条　前条による休職の期間は次のとおりとする。

(1)　前条第１号の場合	１年（結核性疾患の場合は２年）
(2)　前条第２号の場合	判決確定の日まで
(3)　前条第３号及び第４号の場合	その必要な期間

（復職）

第21条　休職期間満了前に休職事由が消滅したときは、直ちに復職させる。ただし、旧職務と異なる職務に配置することがある。

（一般退職）

第22条　職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。

(1)　本人が死亡したとき。

(2)　退職を願い出て承認されたとき。

(3)　休職を命ぜられた者が復職させられずに休職期間が満了したとき。

(4)　任期が満了したとき。

（退職願の提出）

第23条　職員が退職しようとする場合は、３０日前に理事長に退職願を提出しなければならない。

２　職員は、退職を願い出たのち、退職について承認があるまでは、従前のとおり勤務しなければならない。

（解雇）

第24条　理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金の３０日分を支給して解雇する。

(1)　やむを得ない業務の都合による場合

(2)　精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められる場合

(3)　勤務成績又は能率が不良で就業に適しないと認められる場合

（解雇制限）

第25条　前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

(1)　業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休養する期間

(2)　産前産後の女子が休養する期間（産前６週間及び産後８週間）

（定年退職）

第26条　職員の定年は満６０歳、事務局長については満６５歳とし、定年に達した日の属する年度末とする。

２　業務上の都合により理事長が特に必要と認めた者については、前項の規定にかかわらず延長することがある。

（退職手当）

第27条　職員が退職し、又は解雇（懲戒解雇を除く。）されたときは、別に定めるところにより、退職手当を支給する。

第６章　表彰及び懲戒

（表彰）

第28条　理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、表彰するものとする。

(1)　勤続１０年以上の者

(2)　勤務成績が特に優秀で他の模範となる者

(3)　業務に関し有効適切な工夫をなし、業務能率の増進に寄与した者

(4)　重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者

(5)　その他表彰することを適当と認めた者

２　前項の表彰は、賞状のほか賞品又は賞金を授与して行うものとする。

（懲戒）

第29条　理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、減給又は懲戒免職の処分をすることができる。

(1)　重要な経歴を偽り、その他不正手段によって就職した場合

(2)　本規程に違反した場合

(3)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(4)　職員として、ふさわしくない非行のあった場合

(5)　故意又は過失により本会に著しい損害を与えた場合

(6)　本会の名誉、信用を傷つけた場合

(7)　各号に準ずる程度の不都合のあった場合

２　前項の懲戒は、その事由に従い、次のとおりとする。

(1)　戒告　始末書をとリ戒告する。

(2)　減給　労働基準法第９１条に定める制限の範囲内において給与を減額する。

(3)　懲戒免職　予告なしに解雇する。

第７章　雑則

（健康診断）

第30条　職員は、本会が毎年定期的に行う健康診断を受けなければならない。

（災害補償及び業務外の傷病扶助）

第31条　職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、労働基準法の規定に従って、療養補償、休業補償、障害補償を行う。職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり死亡したときは、労働基準法の規定に従い、遺族補償及び葬祭料を支払う。

２　前項の規定により補償を受けるべき者が、同一の事由について労働者災害補償保険法に基づいて、前項の災害補償に相当する給付を受けることとなる場合においては、前項の規定は適用しない。

３　職員が業務外の傷病にかかったときは、健康保険法により扶助を受けるものとする。

（損害賠償）

第32条　職員が故意又は過失によって本会に損害を与えたときは、その全部又は一部を賠償させることができる。ただし、これによって本規程第２９条の懲戒を免れるものではない。

（細則）

第33条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（補則）

第34条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

１　この規程は、公**益社団法人**日本口腔インプラント学会としての登記の日から施**行**する。

２　この規程の施行にあたり、現に在職している者は、この規定により採用されたものと見なす。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年６月２２日一部改正及び施行
	平成２２年６月　６日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会職員給与規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会就業規程第１８条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

２　職員の給与は、この規程に定めるもののほか、一般職の国家公務員の例によるものとする。

（給与の種類）

第２条　給与は、俸給、役職手当、職能手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日給及び特別手当（期末手当、勤勉手当）　とする。

（俸給月額）

第３条　俸給月額は、相当等級の国家公務員に支給される額を基礎として、別に理事長が定める額とする。

２　事務局長及び事務局次長については、年俸制とし別に理事長が定める額とする。

（給与の支給方法及び支給日）

第４条　給与（特別手当を除く。）の支給は、月の１日から末日迄の期間につき、その月の２５日を支給定日として、その月の全額を支給（時間外手当及び休日給については、その月の分を次の月の支給定日に支給）する。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。

２　特別手当の支給月日は６月３０日及び１２月２０日とし、それぞれの月の１日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対し、支給する。なお、これらの基準日前一月以内に退職し、または死亡した職員についても同様とする。また、支給日については、前項ただし書きと同様とする。

３　役職手当及び扶養手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日が月の２５日以後である場合には、翌月の支給日に支給する。

４　新規採用者又は復職者の発令が月の途中である場合の当該月の給与は、勤務実績にもとづき日割計算をもって支給する。

５　職員が月の途中で退職した場合の当該月の給与は、勤務実績にもとづき日割計算をもって支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

６　職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除した残額を、直接職員に支給する。

（扶養手当）

第５条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者

(2) 満２５歳未満の子、孫及び弟妹

(3) 満６０歳以上の父母及び祖父母

(4) 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、別に定める。

４　扶養手当の支給を受けようとする職員は、所定の扶養手当支給申請書に証拠書類を添えて事務局長に提出し、当該扶養親族についてその確認を受けなければならない。

５　職員に扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じた場合は、所定の申告書を事務局長に提出しなければならない。

６　新たに職員となった者に扶養親族がある場合には、その者が職員となった日から、扶養手当を支給する。また、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日から、それぞれの支給を開始し、又はその支給額を改定する。

７　職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日から、扶養手当の支給を停止し、又はその支給額を改定する。

（住居手当）

第６条　住居手当は、借家・借間に居住する職員に対し、別に定める額を支給する。

（通勤手当）

第７条　通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合（利用距離１キロメートル以上の場合に限る。）に、その実費を月額により支給する。

２　月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割計算により支給する。また、月の途中での順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

（時間外手当・休日給）

第８条 時聞外手当は、正規の時間を超えて勤務を命ぜられた職員に対し支給する。

２　休日給は、就業規程８条に規定する休日に勤務を命じられた職員に支給する。

３　第１項及び第２項の規定による手当額は、勤務時間１時間について第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じた額を支給する。

ただし、その時間外勤務が、午後１０時から翌日午前５時までの間である場合においては、１００分の１５０を乗じた額とする。

（勤務１時間当りの給与額の算出）

第９条　勤務時間１時間当たりの給与額は、給料の月額に１２を乗じ、その額を２週間の勤務時間に２６を乗じたもので除して得た額とする。

（役職手当）

第10条　役職手当は、部長、課長の職にある職員に対し、別に定める額を支給する。

（職能手当）

第11条　職能手当は、主任手当を支給するものとし、別に定める額を支給する。

（給与の減額）

第12条　欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して、給与を支給することができる。

（休職者の給与）

第13条　職員の欠勤期間及び休職期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合は、最長６か月の範囲内において本俸の一部を支給することができる。

（昇給）

第 14 条　職員が、現俸給を受けるに至ったときから１２か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。

（健康診断補助金）

第 15 条　就業規程第 30 条にもとづき、職員が定期健康診断（人間ドックについては、職員の被扶養者である配偶者を含む）を受診した場合、本人の申請によりその基本受診科目に要した費用の一部を補助する。

（細則）

第16条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（補則）

第17条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記に日から施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成１８年９月１５日一部改正、平成１８年９月１日施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行
	平成２２年３月１４日一部改正、平成２２年４月１日施行
	平成２２年６月　６日一部改正、平成２２年６月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員退職手当規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）就業規程第２７条に規定する職員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

（退職手当の支給）

第２条　退職手当は、職員が１年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(1)　疾病のため辞職した場合

(2)　在職中死亡した場合

(3)　本法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合

(4)　自己の都合により円満退職した場合

２　就業規程第２９条第２項第３号に基づく懲戒免職の処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

（普通退職の場合の退職手当）

第３条　普通退職の場合の退職手当の額は、退職の日における俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　　１年以上１０年以下の期間については、1年につき１００分の１００

(2)　１１年以上２０年以下の期間については、1年につき１００分の１１０

(3)　２１年以上２４年以下の期間については、1年につき１００分の１２０

２　前項に規定する者のうち、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)　勤務期間１年以上５年以下の者は、１００分の６０

(2)　勤務期間６年以上１０年以下の者は、１００分の７５

(3)　勤務期間１１年以上１９年以下の者は、１００分の１２０

（長期勤続後の退職の場合の退職手当）

第４条　２５年以上勤務して退職した者に対する退職手当の額は、俸給月額を基礎に、理事長が別に定める。

（勤続期間の計算）

第５条　退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本会の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

２　前項の規定により計算した在職期間に１年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。ただし、傷病又は死亡により退職する者で、その在職期間が６月以上

１年未満の場合には、これを１年とする。

（退職手当の増額）

第６条　第２条第１項第１号及び第２号に該当する場合は、理事長は、その退職手当を増額することができる。

（退職手当の減額）

第６条　在職期間中、勤務成績不良の者については、理事長は、所定の退職手当をその３割を超えない範囲において減額することができる。

（功労金）

第７条　在職中、特に功労顕著であった者に対しては、理事長は、功労金を支給する。

第８条　職員又は職員の家族が死亡したときは、別に定める弔慰金を支給する。

（細則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（補則）

第10条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２　本会の設立認可以前における任意団体日本口腔インプラント学会及び社団法人日本口腔インプラント学会の常勤職員として在籍していた期間は、第５条の在職期間に通算する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 事務処理規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第３３条の規定に基づき、事務処理の基準を定め適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

（事務局の組織）

第２条　本会の事務局に、事務局長ならびに職員として事務員をおく。

２　円滑な事務の実施に必要な場合は、係長等の職制をおくことができる。

（事務局長）

第３条　事務局長は、事務局の事務を統括する。

２　理事長は、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。

（職員の任免及び職務の指定）

第４条　職員の任免は、理事長が行う。

２　事務局職員の職務は、理事長の承認を経て、事務局長が指定する

（文書による処理及び決裁）

第５条　事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

２　事務は、担当者が文書によって起案し、事務局長の決裁を受けて執行することを基本とする。但し、重要な事務については、担当理事又は理事長の決済を経なければならない。

（帳簿）

第６条　事務局は、事務処理上必要な帳簿を備え、適正に記録保管しなければならない。

（文書等の保存期間）

第７条　文書等の保存期間は、次による。

１　永久保存

(1)　定款、設立許可書及び定款変更の認可書

(2)　総会、理事会に関する書類

(3)　登記に関する書類

(4)　予算及び決算に関する書類

(5)　財産に関する書類

(6)　契約に関する書類

２　１０年保存

(1)　役員に関する書類

(2)　会計諸帳簿及び書類

(3)　重要な調査に関する書類
(4)　証明に関する書類
(5)　会員に関する名簿及び書類

3　5年保存
(1)　業務に関する書類
(2)　文書収受発送に関する書類
(3)　その他の書類

（会計処理）

第８条　本法人の資産及び会計処理に関しては、別に定める。

（補則）

第９条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 公印取扱規程

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、法令で定めるもののほか、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という）の公印について必要な事項を定める。

（公印の種類）

第２条　本会の公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。

（管守責任者）

第３条　事務局長は、本会の公印管守責任者として本会の公印を確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

（公印の作成）

第４条　事務局長は公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式１による公印作成（改刻、廃止）申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

（公印簿）

第５条　事務局長は、別紙様式２による公印簿を備え、これに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

（公印の使用）

第６条　公印の使用を必要とする場合は、事務局長が認める場合を除き、押印しようとする文書に決裁済みの原議書（以下「原議書」という。）を添えて、事務局長に請求するものとする。

２　事務局長は、公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と原議書とを照合した上で自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、その押印に立ち会わなければならない。

（公印印影の印刷）

第７条　一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあっては、事務局長が支障がないと認めたときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

（公印の事故）

第８条　事務局長は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、別紙様式３よる公印事故届を理事長に提出するとともに，適切な処置をとらなければならない。

（補則）

第９条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

別表（第２条関係）

種類	印刻文字	印材・形状	管守責任者
学会印	公益社団法人日本口腔インプラント学会之印	つげ・正方形	事務局長
理事長印	公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長之印	つげ・正方形	事務局長
	公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長之印	つげ・丸形	事務局長
委員会印	公益社団法人日本口腔インプラント学会・・委員会之印	つげ・正方形	事務局長
銀行印	公益社団法人日本口腔インプラント学会之印	つげ・丸形	事務局長

別紙様式１

平成　年　月　日

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　殿

公益社団法人日本口腔インプラント学会
事　務　局　長

公　印　（作　成／改　刻／廃　止）　申　請　書

下記により、公印を（作成／改刻／廃止）しますので、御承認願います。

記

印影の名称	
印材	
寸法	
刻印案 （廃止の場合は印影）	
使用開始（廃止）年月日	年　月　日（予定）
理由等	

別紙様式２

（公印簿の様式）

<table>
<tr><td colspan="3">（印影）</td></tr>
<tr><td colspan="2">印影の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">印材</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">寸法</td><td>ミリメートル平方</td></tr>
<tr><td>作成
改刻</td><td>年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃止年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考（特別の用途に使用する公印については，その用途を記入すること。）</td></tr>
</table>

注意　(1)　用紙は，Ａ４判とし，公印１個につき１枚とすること。

(2)　印影欄には，強じんな和紙に押印したものを貼付すること。

別紙様式３

年　　月　　日

公益社団法人日本口腔インプラント学会　理事長　殿

公益社団法人日本口腔インプラント学会　事務局長

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公印事故届

本件につき，下記のとおりお届けします。

記

公印管守責任者氏名	印
事故の発生年月目	年　　月　　日
事故の内容	
処置の内容	
その他必要事項	

公益社団法人日本口腔インプラント学会 情報公開規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、法令の定めるところにより、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における情報公開に関する必要な事項を定める。

（管理）

第２条　本会の情報公開に関する事務は、本部の事務局が統括管理する。

（情報公開の対象とする資料及び備え置き）

第３条　本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

（１）定款

（２）役員名簿

（３）社員名簿

（４）事業報告書

（５）計算書類

①　収支計算書

②　正味財産増減計算書

③　貸借対照表

④　財産目録

（６）事業計画書

（７）収支予算書

２　前項の資料は次のものとする。

（１）　（１）、（２）及び（３）については、可能な限り最新の状態のもの。

（２）　（５）及び（７）については、法令に準拠し作成されたもの。

３　第１項の資料のうち（４）及び（５）については、当該事業年度終了後、３カ月以内に備え、５年間備え置くものとし、（６）及び（７）については、当該事業年度の開始後３カ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第４条　本会の公開する情報の閲覧場所は、本部の事務局及び支部とする。

２　閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前１０時から午後３時までとする。

（閲覧申請の方法及び閲覧の実施等）

第５条　本会の公開する情報の閲覧を希望する者から、第３条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

（１）　必要事項を記入した閲覧申請書（別紙様式１）の提出を受け、閲覧受付簿（別紙様式２）に必要事項を記載する。

２　第３条第１項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、本会が情報公開の対象を第３条第１項に掲げる資料に限定している旨を通知する。

３　第３条第１項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、事務局長又はその指示する者が応答し、質疑応答記録簿（別紙様式３）に記載して整理する。

（補則）

第６条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理規程

公益社団法人日本口腔インプラント学会

目　次

第１章（目的）

第１条（目的）

第２章　　会員の基本的姿勢

第２条（患者・社会への奉仕）
第３条（知識・技術の習得と生涯教育）
第４条（進歩と発展への貢献）
第５条（品性の陶治と保持）
第６条（法令・規則等の遵守）
第７条（学会の決定の遵守）

第３章　研究活動

第８条（研究倫理の基本的な考え方）
第９条（研究施行時に遵守すべき倫理事項）

第４章　医療活動

１　患者に対する責務
第１０条（基本的姿勢）
第１１条（患者への説明と同意－インフォームド・コンセント）
第１２条（診療録等の記載と保存）
第１３条（患者の指導）
第１４条（守秘義務）
第１５条（患者の個人情報・診療情報の保護と開示）
第１６条（応召義務）
第１７条（口腔インプラント治療の応急処置）
第１８条（無診察治療の禁止）

第１９条（処方箋交付義務）
第２０条（対診・セカンドオピニオン）
第２１条（医療の安全確保）
第２２条（広告と宣伝）
第２３条（科学的根拠のない医療等）
第２４条（医療に含まれない商品の販売やサービスの提供）
第２５条（医療行為に対する報酬と謝礼）

２　歯科医師相互間の責務
第２６条（歯科医師相互間の尊敬と協力）
第２７条（主治医の尊重）
第２８条（患者の斡旋・勧誘）
第２９条（誹謗の禁止と証言）

３　歯科医師以外の関係者との関係
第３０条（歯科医療関連業者との関係）
第３１条（診療補助者の指導と監督）

４　社会に対する責務
第３２条（医療事故等への対応）
第３３条（社会に対する情報の発信）
第３４条（公衆衛生・保健活動への協力）
第３５条（保険医療）
第３６条（国際活動への参加）

第５章　教育活動

第３７条（教育活動への協力と貢献）
第３８条（教育活動時の遵守事項）

第６章　研修施設運営

第３９条（高度な倫理観保持の要請）
第４０条（研修施設の目的）
第４１条（研修施設の活動にあたり遵守すべき倫理事項）

第７章　資格

第４２条（認証医）
第４３条（専門医）
第４４条（指導医）
第４５条（口腔インプラント専門歯科衛生士）
第４６条（口腔インプラント専門歯科技工士）

第８章　役員・委員等の基本姿勢

第４７条（役員の基本的姿勢）
第４８条（委員会委員の基本的姿勢）
第４９条（会務遂行の基本的姿勢）

第９章　会員外への対応

第５０条（会員外への対応）

第１０章　雑則

第５１条（指針）
第５２条（改正）

附則

第１章　本規程の目的

（目的）

第１条 本規程は、法令及び公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という）の定款に基づき、本会及び各会員が遵守すべき倫理規範を定め、もって公益に資することを目的とする。

第２章　会員の基本的姿勢

（患者・社会への奉仕）

第２条　会員は、その職業を通じて、口腔インプラント学に関する知識、技術、経験を生かし、常に患者及び社会のために尽くさなければならない。

（知識・技術の習得と生涯教育）

第３条　会員は、口腔インプラントの質の向上のために日々研鑽に努め、新しい知識や技術を習得し、併せて医療人としての教養を深めるように心がけなければならない。

（進歩と発展への貢献）

第４条　会員は、口腔インプラントの基礎となる歯科医学の進歩と発展のために貢献すべきである。又、歯科医療向上のために、個々の患者の診療はもとより、基礎となる研究の向上も図らなければならない。

２　口腔インプラント器具、材料、治療法に関して新しい考案をした場合は、歯科医療の進歩、発展のために、学術的範囲において公開することが望ましい。但し、当該案件に関する特許権、著作権等は尊重されなければならない。

（品性の陶治と保持）

第５条　会員は、口腔インプラントに対する患者及び社会からの信頼を維持し向上させるために､信頼を毀損する行為は常に慎み､品性の陶冶と保持に努めなければならない。

（法令・規則等の遵守）

第６条　会員は、法令を遵守すると共に、本会の定める定款等、関係諸規則等を尊重し遵守しなければならない。

（学会の決定の遵守）

第７条　会員は、総会、理事会、委員会等の決定に反する行為を行ってはならない。

第３章　研究活動

（研究倫理の基本的な考え方）

第８条　研究活動の主な目的は、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因、病態の理解及び患者の生活の質の向上にあり、その有効性、効率性、利便性及び質に関する研究を通じて、絶えず再検証されなければならない。臨床研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならない。こうした点を踏まえ、世界医師会によるヘルシンキ宣言に示されるように被験者の人間としての尊厳及び人権を守ると共に、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことができるように研究のための倫理事項を定める。

（研究施行時に遵守すべき倫理事項）

第９条　会員は研究を遂行するにあたり、以下の倫理事項を遵守しなければならない。

(1) 人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に参加してはならない。

(2) 真理の探究を旨とし、不正な手段により研究活動やその成果を捏造、剽窃、改ざんしてはならない。

(3) 他の国、地域、組織等において、文化、伝統、価値観、規範が多様であることを理解し、その倫理を尊重しなければならない。

(4) 性別、人種、出自、地位、思想、宗教などにより差別的な取り扱いをしてはならない。

(5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を対等な人格として尊重する倫理を持たなければならない。

(6) 先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(7) 収集した個人情報は、法令に従って保護・管理しなければならない。

(8) ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な倫理方法で進めなければならない。

(9) 研究成果を社会に還元するために、積極的にそれを発表するように心がけなければならない。

(10) 臨床研究を行う場合には、「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省）を遵守し、疫学研究を行う場合には、「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守し、研究を実施する機関は、「倫理審査委員会」を設置して、研究者から提出

された研究計画書の審査を行い、承認の可否を決定するなど、適正な研究の実施を図らねばならない。同様に遺伝子に関する研究を行う場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）、遺伝子治療に関する臨床研究を行う場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守しなければならない。

(11) 動物を用いる研究を行う場合には、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）を遵守し、動物実験を実施する機関は、「動物実験委員会」を設置して、実験者から提出された実験計画書の審査を行い、承認の可否を決定するなど、適正な動物実験の実施を図らねばならない。

第４章　医療活動

１ 患者に対する責務

（基本的姿勢）

第１０条　会員が医療行為を行う場合には、患者及び家族の人格や人権を尊重し、患者の健康及び福利の維持、増進のために、誠実かつ適正に医療を行わなければならない。

（患者への説明と同意－インフォームド・コンセント）

第１１条　歯科医師たる会員は、患者又は保護者に対して、検査、診断、治療、手術の内容、予測される今後の推移等について、理解しやすいように平易・適確に説明しなければならない。

２　会員は、治療についての患者又は法定代理人の自己決定権を尊重しなければならない。

３　口腔インプラント治療を行う場合には、患者（患者が自由意思を表明できないときはその法定代理人）の自由意思による同意を得なければならない。その同意は、歯科医師による必要かつ十分な説明を行い、それを理解し判断するために必要な時間を経た上で、得なければならない。なお、インフォームド・コンセントがなされたことを相互に確認するために、口腔インプラント治療の部位、本数、費用などを記載した書面を作成することが望ましい。

（診療録等の記載と保存）

第１２条　会員は、診療を行った時には、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

２　前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する会員の行った診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その会員において、５年間これを保存しなければならない。

（患者の指導）

第１３条　会員は、治療に必要な患者指導を適切に行わなければならない。

２　会員は、診療を行ったときは、患者又は保護者に対し、口腔清掃と定期検査の必要性、その他口腔保健の向上に必要な事項を指導しなければならない。

（守秘義務）

第１４条　会員は、職業上知り得た患者情報を、正当な理由なく外部に漏らしてはならない。

（患者の個人情報・診療情報の保護と開示）

第１５条　会員は、個人情報を適切に管理しなければならない。

２　会員は、患者から診療情報の開示を求められたときは、原則として開示しなければならない。但し、①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき、②医療機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、③開示することが他の法令に違反するときは、この限りではない。

会員は、診療情報開示を円滑に進めるための手続を定め、患者に手続への協力を求めることができる。但し、開示を不当に妨げるものであってはならない。

（応召義務）

第１６条　診療に従事する会員は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

２　診療を行った歯科医師は、診断書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

（口腔インプラント治療の応急処置）

第１７条　会員は、口腔インプラント治療中の患者又は患者の主治医から、緊急に口腔インプラント治療の応急処置を求められた場合には、可能な範囲で適切な処置を行う。

（無診察治療の禁止）

第１８条　会員は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方箋を交付してはならない。

（処方箋交付義務）

第１９条　会員は、歯科医師法の規定に基づき、処方箋を交付しなければならない。

（対診・セカンドオピニオン）

第２０条　会員は、自己の知識、技術の範囲を超えると判断した患者については、すみやかにそれぞれの専門医に対診を求め、適した医療を受診できる医療機関に転送するように努める。

また、会員が、他の医療機関の患者からセカンドオピニオンを求められた場合、その求める理由及び利用方法が適正であると判断したときは、自らの診断に基づいて意見を述べることとする。

２　会員が、自己の患者から自分の診断・治療についてセカンドオピニオンを取得したいとの要請を受けた場合、または会員が必要と認めた場合には、必要な資料を提供し、対診を求めることとする。

３　対診を引き受けた会員は、与えられた情報の中で患者に対し、客観的な所信を誠実に述べ、その結果を遅滞なく主治医に報告する。会員は、対診に際し、主治医に必要事項を問い合わせることができる。

（医療の安全確保）

第２１条　会員は、医療の安全を確保するための最善の注意を払わなければならない。

（広告と宣伝）

第２２条　診療所の名称には、患者をまどわせ、研究機関や公的な施設と間違えるおそれのあるものを使用してはならない。

２　広告や宣伝は医療法に基づく範囲でなければならず、虚偽もしくは誇大な宣伝により患者を誤導したり、他の医療従事者を貶めたり、実現困難な治療が簡易に可能となるかの如く誤認させたりすることがあってはならない。

広告・宣伝の方法及び内容は、歯科医師や歯科医療の品位を損なうものであってはならない。例えば、根拠なく他医院や他の歯科医師を誹謗中傷したり、自己の取扱い症例を水増し報告したり、故なく自己の技術が特段に優っていることを誇示したり、低廉な見本ケースをすべてに該当するかのように装ったりすることである。

３　ホームページにおいても、その内容が不特定多数の患者を誘引する目的を持っているもの等については、前項と同様とする。

４　患者への情報提供は必要であるが、適切な情報提供の媒体を選定し、節度ある広告や宣伝を心がけなければならない。

（科学的根拠のない医療等）

第２３条　歯学、医学及びそれらの関連学会において効果がないとされている薬物、材料、治療法を安易に患者に使用してはならない。又、薬事未承認の薬物、材料、医療機器、治療法を、効果不明なまま安易に使用することは控え、その効能・効果又は性

能に関して、広告してはならない。

2　医療の進歩は未知の領域に挑戦する中で得られるものであり、先端的・実験的医療と非科学的医療との峻別は容易ではないことに留意しつつも、科学的根拠に乏しい医療を行うことには慎重でなければならない。例え行う場合でも、根拠が不十分であることを患者に十分に説明し、同意を得た上で実施すべきであって、それが営利を目的とするものであってはならない。

（医療に含まれない商品の販売やサービスの提供）

第２４条　医療施設の中で、治療に関連した患者の療養に必要なサプリメント、物品の販売及びサービスの提供をすることは許されるが、患者の便宜上有用なものに限らなければならない。

歯科医師、歯科医療の品位を損なう物品の販売やサービスの提供を行ってはならない。

（医療行為に対する報酬と謝礼）

第２５条　診療行為に対する報酬は、会員個々の知識、技術、経験に基づいた診療内容に対して適切なものであるべきである。

2 歯科医師相互間の責務

（歯科医師相互間の尊敬と協力）

第２６条　会員は、他の歯科医師に対し、その経験と学識に敬意を持って接し、医療行為に関しては協力を惜しんではならない。

（主治医の尊重）

第２７条　主治医は担当する患者の診療に対してすべての責任を持ち、他の歯科医師は主治医の判断、立場を尊重しなければならない。

2　主治医の紹介なく患者が、会員に対して、主治医の施した治療の継続を求めてきた場合は、患者から事情聴取した上で再び主治医を受診するように計らうことが望ましい。状況により治療の継続を引き受けなければならないと判断した場合には、主治医と連絡を取り、必要な検査資料と診療情報の提供を受け、円滑な治療の継続に努める。

（患者の斡旋・勧誘）

第２８条　会員は、患者の治療上の利益と相反する自己の利益を求めてはならない。又会員は、利益を目的として患者を治療に勧誘してはならない。

２　会員は、他の歯科医師より患者の紹介を受けた場合、又は他に患者を紹介する場合、その代償として紹介手数料に類する授受行為を行ってはならない。但し、社会通念上の儀礼的行為の範囲に留まる場合はこの限りではない。

３　会員は、報酬や利益を得て患者を斡旋する行為、又はそのような行為を行う業者に協力してはならない。

（誹謗の禁止と証言）

第２９条　会員は、患者及びその家族等に対して、他の歯科医師の行った診療内容等について必要もなくみだりに誹謗中傷を行ってはならない。

２　他の歯科医師の行った診療内容が適切でないと判断した場合には、患者に説明の上、当該歯科医師に連絡し、必要があれば改善処置を講ずる。

３　公的な機関から専門的な証言や意見を求められた場合には、協力して公正な意見を述べ、真実解明に協力しなければならない。

3 歯科医師以外の関係者との関係

（歯科医療関連業者との関係）

第３０条　業者との取引は適正なものでなくてはならず、業者との個人的な利益関係を優先させてはならない。

（診療補助者の指導と監督）

第３１条　会員は、診療補助者の業務について、その範囲を逸脱しないように指導し、監督しなければならない。

２　会員は、診療補助者が業務上知り得た患者情報等を漏洩することのないように指導し、監督しなければならない。

4 社会に対する責務

（医療事故等への対応）

第３２条　診療中の患者に傷害を与える事故が起こった場合には、会員は先ず患者の応急措置を講じ、必要に応じて適切な医療が可能となる病院等に搬送するように手続きしなければならない。また、患者や家族に対し、その当時において知りうる事実経過を説明しなければならない。

２　事故発生後、あるいは紛争発生後に、責任を逃れるために診療録の改ざん等、虚偽

の作出行為は一切してはならない。

3　重大な医療事故等が発生した場合には、速やかに保健所等の所轄部署へ届け出なければならない。

（社会に対する情報の発信）

第３３条　会員は、社会に対して専門知識に基づく教育や啓発活動を行うことが望ましい。

2　会員が、公衆に対して専門的知識等を説明する場合には、学問的に十分な根拠を持った代表的な意見を、公正な手段で提供するよう努めなければならない。又、このような時には、自己の宣伝は慎み、品位を保つように努めるべきである。

3　会員がメディアに求められて対応する場合には、情報の受け手に対して誠実、公正な意見を述べると共に、その意見が曲解して受け取られないように配慮しなければならない。

4　会員は、情報が不足する段階で、医療事故等について、メディアに対して断定的な意見を述べることは、控えるべきである。

5　会員が取材を受ける際には、取材者に対し、報道の趣旨と被取材者の立場をいかに理解しているのかについて説明を求め、納得の上で応じるようにし、可能な限り報道前に目を通し編集等によって異なる内容にされないように注意する。

（公衆衛生・保健活動への協力）

第３４条　会員は、公衆衛生の向上に努め、保健活動に協力する。又、専門家として求められたときには公共の利害に関わる有用な協力を行う。

（保険医療）

第３５条　会員は、社会保障制度、特に医療保険制度が健全に構築されるよう協力しなければならない。

2　保険診療を行う会員は、医療保険制度に基づく適切な診療を行う。制度の根幹を揺るがすような不正行為を行ってはならない。

（国際活動への参加）

第３６条　会員は、口腔インプラント医療に関する専門的知識と能力をもって国際的に貢献できることを認識し、良心に従って、かつ法的な節度と品位を保ちつつ、国際的な保健活動に協力し貢献することが望まれる。

第５章　教育活動

（教育活動への協力と貢献）

第３７条　会員は、口腔インプラント学の発展、口腔インプラント医療の質の維持・向上のために、他の会員等に対する教育に協力し、貢献することを、心がけるべきである。

（教育活動時の遵守事項）

第３８条　会員は、口腔インプラント学、口腔インプラント治療の教育に携わる際に、次の各項目を自覚・尊重し、遵守しなければならない。

(1)　教育活動は、医療を通じた国民全体への奉仕であって、一部個人のためだけの奉仕ではないことを自覚し、公共の福祉の増進を目指すことにその目的があることを常に認識して、誠実に教育活動の遂行に当たらなければならない。

(2)　自らの教育に関連する行為が、国民の医療に対する信頼に影響を与えることを認識し、公正な教育活動を遂行しなければならない。

(3)　教育される側の歯科医師等の人格と人権を尊重し、自由な学習を支援しなければならない。威圧的な態度や、不適切な言動により教育される側の人格を傷つけないように注意しなければならない。

(4)　教育される側の歯科医師等の模範となるように、品位ある行動を取らなければならない。

(5)　自己の教育能力を開発し、教育内容や方法を点検し改善する努力を怠ってはならない。

(6)　自己の教育活動に対する他者からの評価や批判に対しては、真摯に対応しなければならない。

(7)　教育に携わる他の者に対しては、敬意を持って接しその人権を侵害してはならない。

第６章　　研修施設運営

（高度な倫理観保持の要請）

第３９条　研修施設は、会員の教育、研究の指導及び学会の認定制度遂行のために、高度な倫理観をもたなければならない。

（研修施設の目的）

第４０条　研修施設の目的は、次の通りである。

(1) 研修施設は、教育に対して常に高度な診療の維持及び向上の為に会員に対して教育し、協力貢献を心がけなければならない。

(2) 研修施設は、学会活動の一端を担い、その自覚のもとに研究成果の公表に努めな

ければならない。

（3）研修施設は、学会の認定制度を厳守してその遂行に当たらなければならない。

（4）研修施設は、学会に協力して民主的に学会の運営に当たらなければならない。

（研修施設の活動にあたり遵守すべき倫理事項）

第４１条　研修施設がその活動にあたり遵守すべき基本的倫理事項は、次の通りである。

(1) 研修施設は、国民の高度な医療の付託に応えるべき、研究と教育を会員に対して誠実に遂行しなければならない。

(2)　教育は、公正な教育活動と会員の人格を尊重し常に向上しなければならない。

(3)　研修施設での研究は、研究の基本倫理に基づいて、その施設長が責任を持って遂行する。

(4) 研修施設は、主研究者、共同研究者及び協力者に対して立場を尊重し対等な取り扱いをしなければならない。

(5)　研修施設での研究に当たっては、個人的利権を求めてはならない。

(6) 研修施設の施設長等は、証明書発行にあたり、その規定に準じて真摯にあたり、個人的利害を生じてはならない。

第７章　　資格

（認証医）

第４２条　認証医は、次の各項目を遵守しなければならない。

（1）認証医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。

（2）口腔インプラント医療に関する認証医としての歯科医療活動が、学会、認証医資格及び口腔インプラント医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

（3）口腔インプラント医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。

（4）認証医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

（5）　学会認証医制度規程・学会認証医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

（6）認証医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

（専門医）

第４３条　専門医は、次の各項目を遵守しなければならない。

（1）専門医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。

（2）口腔インプラント医療に関する専門医としての歯科医療活動が、学会、専門医資格及び口腔インプラント医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

（3）止むを得ない事情がある場合を除いて、認証医及び専門医を養成する教育、審査に対する協力を惜しんではならない。

（4）口腔インプラント医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。

（5）専門医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

（6）学会専門医制度規程・学会専門医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

（7）専門医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

（指導医）

第４４条　指導医は、次の各項目を遵守しなければならない。

（1）指導医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、認証医、専門医及び指導医を養成する教育、審査に協力するよう努めなければならない。

（2）指導医としても教育活動、歯科医療活動が、学会、指導医資格及び口腔インプラント歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

（3）歯学教育、口腔インプラント歯科医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。

（4）指導医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

（5）学会専門医制度規程・学会専門医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

（6）指導医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

（口腔インプラント専門衛生士）

第４５条　口腔インプラント専門歯科衛生士は、次の各項目を遵守しなければならない。

（1）口腔インプラント専門歯科衛生士として有する口腔インプラント治療に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。

（2）口腔インプラント医療に関する専門歯科衛生士としての歯科医療活動が、学会、口腔インプラント専門歯科衛生士制度及び歯科医療全体に対する信頼に影響を与

えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3) 口腔インプラント専門歯科衛生士としての資格に恥じることのないよう、研鑽する努力を怠ってはならない。

(4) 口腔インプラント専門歯科衛生士としての品位を毀損する行為は慎まなければならない。

(5) 口腔インプラント専門歯科衛生士制度規程及び専門歯科衛生士制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

(6) 口腔インプラント専門歯科衛生士の資格について誤解されるような広報を、社会に対して行ってはならない。

(7) 口腔インプラント専門歯科衛生士として、本会活動、委員会活動に協力し、本会の発展に貢献しなければならない。

（口腔インプラント専門歯科技工士）

第４６条　口腔インプラント専門歯科技工士は、次の各項目を遵守しなければならない。

(1) 口腔インプラント専門歯科技工士として有する口腔インプラント治療に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するように努めなければならない。

(2) 口腔インプラント医療に関する専門歯科技工士としての歯科医療活動が、学会、口腔インプラント専門歯科技工士制度及び歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3)　口腔インプラント専門歯科技工士としての資格に恥じることのないよう、研鑽する努力を怠ってはならない。

(4) 口腔インプラント専門歯科技工士としての品位を毀損する行為は慎まなくてはいけない。

(5) 口腔インプラント学会専門歯科技工士制度規程及び専門歯科技工士制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

(6)　口腔インプラント専門歯科技工士の資格について誤解されるような広報を、社会に対して行ってはならない。

(7)　口腔インプラント専門歯科技工士として、本会活動、委員会活動に協力し、本会の発展に貢献しなければならない。

第８章　　役員・委員等の基本的姿勢

（役員の基本的姿勢）

第４７条　本会の役員は、会務の運営にあたって、定款等、関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

（委員会委員の基本的姿勢）

第４８条　本会における各種委員会の構成員は、委員会の運営にあたって、定款、委員会規程等の関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

（会務遂行の基本的姿勢）

第４９条　会員は、会務に関与するにあたって、定款等、関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

第９章　　会員外への対応

（会員外への対応）

第５０条　本規程が定める倫理規範は、口腔インプラント医療に従事するすべての者が遵守すべきものであるから、その違反が重大でかつ国民生活に支障が生じると思料するときは、会員以外の者によるものであっても、本会は、理事長名による意見の表明等の適切な行為を行うことができる。

第１０章　雑則

（指針）

第５０条　本規程に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、理事会において審議し決定する。

（改正）

第５１条　本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

本規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理審査・懲戒規則

公益社団法人日本口腔インプラント学会

第１章　総則

（目的）

第１条　本規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という）定款第４条に規定する本会の目的を維持し確保するために、会員に倫理規範の遵守を求め、その実効性確保のための理事会及び倫理・懲戒調査委員会（以下「委員会」という）の役割並びに同委員会の構成及び運営、会員の倫理規範に反する行為に対する措置及び処分等、必要な事項を定める。

（倫理規範に反する行為）

第２条　本規則において、倫理規範に反する行為とは、次の行為をいう。

(1)　法令又は本会定款、もしくは規程等に違反すること。

(2)　総会、理事会もしくは委員会等の決定に背く行為、又は本会の決定に反する行為を行うこと。

(3)　本会の名誉又は信用を傷つけ、その他会員としての品位を損なう行為を行うこと。

２　会員は、倫理規範に反する行為を行ってはならない。

（濫用の禁止）

第３条　本規則の適用にあたっては、学術活動の萎縮を招くことのないように配慮し、これを濫用してはならない。

第２章　理事会及び懲戒委員会の任務

（理事会の役割）

第４条　理事会は、会員が倫理規範を遵守するように活動し、倫理規範に反する行為があったときは、委員会の意見を聴取した上で、当該会員に対し措置又は処分を行う。

（委員会の役割）

第５条　委員会は、会員の倫理規程に反する行為について調査し、審議の上理事会に意見を述べる。

（秘密の保持）

第６条　理事、委員会委員及び事務担当者は、第５条の役割を遂行するにあたり知り得た秘密を遵守し個人情報などの情報を漏泄してはならない。但し、公知の情報はこの限りではない。

第３章　委員会の構成と運営

（構成）

第７条　委員会は、８名とし、次に定める委員をもって構成する。なお、欠員が生じたときは、速やかに代員を選任する。

(1)　正会員６ 名

(2)　顧問弁護士又は有識者１名

(3)　正会員外１名

（委員会の任務）

第８条　委員会は、次の任務を行う。

(1)　理事会の求めにより、会員に倫理規程に反する行為があったと疑われる場合（以下「倫理違反事案」という）、その事実調査を行う。

(2)　理事会の求めにより、会員の倫理違反事案を審議し、意見を述べる。

(3)　過半数の委員から委員会開催の請求があった場合、会員の倫理違反事案の調査を行う。

(4)　過半数の委員から委員会開催の請求があった場合、会員の倫理違反事案を審議し、意見を述べる。

（委員等）

第９条　委員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

２　委員会には、委員長及び副委員長を各１ 名置く。

３　委員の互選により委員長を選出し、委員長が副委員長を指名し、理事長が各委嘱する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

（任期）

第１０条　委員の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。但し、再任を妨げない。

（委員会の運営）

第１１条　委員長は、委員会を招集し、その議長に就任し、会議を運営する。

２　委員長が必要あると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　委員長は、理事会から委員会の意見を求められたときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

４　委員長は、過半数の委員から委員会開催の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

５　委員は、自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その調査、審議及び議決に加わることはできない。

６　委員会は、委員の３ 分の２以上の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

７　委員は、代理人によって委員会の調査、審議及び議決を行うことはできない。

8　委員会は、定款及び本規則に基づき、委員会の円滑な運営のために内規、申し合わせ事項等を、理事会の承認を得て定めることができる。

9　委員会は、非公開とする。

第４章　措置及び処分

（措置及び処分）

第１２条　理事会は、倫理違反事案が生じた場合、委員会に調査又は審議を付託するなどして事実を確認し又は委員会の意見を聴取して、必要と判断した場合には、会員に対し、第１３条に定める措置、又は第１４条に定める処分を行う。

2　理事会は、会員が事実を摘示した文書によって審査請求を行ったとき、又は理事会が必要と判断したときは、委員会による調査又は審議に付す。

（措置）

第１３条　理事会は、第５章に定める手続きに従って、会員の倫理規範に反する行為を認定した場合、当該会員に対して次の措置を行う。

(1)　理事長名による口頭での注意（注意）

(2)　理事長名による文書での注意（訓戒）

(3)　本会が主催する倫理研修の受講及びレポート提出勧告

(4)　理事長名による文書での改善勧告

(5)　本会における役員、委員、評議員等の一定期間の活動自粛要請

(6)　専門資格又は研修施設に関する資格の一定期間の自粛要請

（処分）

第１４条　理事会は、第５章に定める手続きに従って、会員の倫理規範に反する行為を認定した場合、当該会員に対して次の処分を行う。

(1)　本会名による文書での厳重注意（戒告）

(2)　本会における役員、委員等の一定期間（1ヶ月以上３年以下の期間）の停止

(3)　専門資格又は研修施設に関する資格の一定期間（1ヶ月以上３年以下の期間）の停止

(4)　本会における役員、委員等の解任

(5)　専門資格又は研修施設に関する資格の剥奪

(6)　本会定款第１０条に基づく除名の請求

2　前項(2)又は(3) の処分については、本会の実施する倫理研修の受講等、再発防止のための行為がなされたときは期間を短縮することができる。その行為内容と短縮期間については、処分時に明示する。

3　委員会の審議に付された会員は、理事会により本条の処分又は不処分の決定がなされ

るまで、退会することはできない。

（公表）

第１５条　理事会は、措置又は処分を公表する必要があると判断したときは、公表することができる。

公表の手段、内容及び期間については、理事会において決定する。

２　会員の処分が、患者など会員以外に知らせる必要がある情報と考えられるときは、本会の学会誌、ホームページ又は記者会見等において公表する。

第５章　手続

（弁明の機会）

第１６条　理事会は、措置又は処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正かつ中立に行うとともに、当該会員の弁明を聴取する等反証の機会を与えなければならない。

（委員会の意見聴取）

第１７条　理事会は、措置又は処分を行う場合、委員会に調査を求め、委員会の意見を聴取しなければならない。但し、倫理規範に反することが明白でかつ本会の社会的な信頼を保持する上で緊急を要すると理事会が認めた場合には、理事会の判断のみで措置又は処分を行うことができる。この場合には、事後速やかに、委員会に報告しその意見を聴取しなければならない。

（処分等の通知）

第１８条　理事会は、会員に対する処分を行った場合には、その内容を速やかに文書で当該会員に通知しなければならない。なお、会員の所在が知れないときや受領を拒む等通知が困難なときは、届出済みの知れたる住所宛に発送することをもって足りる。

２　理事会は、会員に対して措置又は処分を行った場合には、総会に報告しなければならない。但し、軽微な違反に対する措置であって、当該会員が反省し、改善が図られる見込みがあるときは、報告を見合わせることができる。

３　理事会は、当該倫理規範に反する行為の再発防止のために、倫理研修の開催など対策を講じなければならない。

（委員会の調査・意見表明）

第１９条　委員会は、理事会から調査又は意見を求められたときには、速やかに調査、審議の上、理由を明示して意見を述べなければならない。

２　委員会は、当該事案に関して、自ら関係者の陳述を聴取する等、事実の調査を行い、中立、公正に判断しなければならない。

３　委員会は調査にあたり、必要に応じて理事会、各種委員会、会員等に協力を求めることができる。

4　委員会は、審査に付された会員に対して、①審査に付されたこと、②審査事案の概要、②通知受領後 30 日以内に文書により弁明する権利を有すること、を文書で通知しなければならない。但し、緊急を要し、事案の内容が客観的に明らかな場合は、口頭もしくはメール等によって通知し、又はやむを得ない事由がありかつ弁明の機会を不当に奪うものでないときは弁明期間を合理的な範囲内に短縮して、これを行うことができる。

（不服の申立て）

第２０条　措置又は処分を受けた会員又は会員であった者は、理事会に対して不服の申立てをすることができる。

2　不服の申立ては、措置又は処分の特定及び不服の理由を記載した文書をもって行わなければならない。

3　不服の申立ては、措置又は処分が第１８条に定める通知がなされた日から７日以内に発信しなければならない。

4　理事会は、不服の申立てを受けたときには速やかに審査を行い、文書で回答しなければならない。

5　理事会は措置に対する不服の申立てを受けたときは、委員会の意見を求めることができる。

6　理事会は処分に対する不服の申立てを受けたときは、委員会の意見を求めなければならない。

7　委員会は、理事会から、不服の申立てに関する意見を求められたときは、速やかに審査し、意見を述べなければならない。

8　不服の申立てを行った会員は、同一事案について重ねて不服を申し立てることはできない。

9　理事会は、不服の申立てに対する審査により措置又は処分を変更した場合、その変更を総会に報告しなければならない。又第１５条の規定によって措置又は処分が公表されている場合には、同一の方法で変更を公表しなければならない。

第６ 章　雑則

（指針）

第２１条　本規則に定めのない事項又は各条項の内容に疑義が生じた場合は、本規則の理念に照らして理事会において審議し決定する。

（改正）

第２２条　本規則は、理事会の決議により改正することができる。

附則

本規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会表彰制度内規

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　この内規は，公益社団法人日本口腔インプラント学会表彰制度規程の細則を定める。

（推薦選考基準）

第２条　学会特別功労賞は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）理事長経験者

（２）常務理事経験者であってこの法人の発展に特に貢献のあった者

（３）３期以上の理事経験者であって，かつ各種委員会委員長としてこの法人の発展に特に貢献のあった者

第３条　学会特別賞は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）３期以上の理事経験者で，この法人の発展に貢献のあった者

（２）優れた口腔インプラントの臨床経験又は口腔インプラント学の業績を有する者

（重複受賞の禁止）

第４条　同一者において学会特別功労賞と学会特別賞の受賞は，認められない。

（学会特別功労賞及び学会特別賞候補者の推薦）

第５条　表彰委員会で，基準に従い審議し合議により決定した候補者を，申請書類一式を添えて理事長に推薦する。

（１）学会特別功労賞　候補者は，原則として毎年２名程度とする。

（２）学会特別賞　　候補者は，原則として毎年５名程度とする。

（学会特別功労賞及び学会特別賞申請提出書類）

第６条　申請書類は，次の通りとする。

（１）申請書

（２）正会員歴証明書

（３）推薦状

（４）経歴書

（５）業績一覧（学会特別賞のみ）

（６）その他必要とする書類

（学会特別功労賞及び学会特別賞表彰）

第７条　受賞者には，表彰状と記念品を通常総会において授与する。ただし旅費は支給しない。

第８条　記念品の予算総額は１５万円以内とする。

（論文賞推薦選考基準）

第９条　学会優秀論文賞及び学会奨励論文賞の選考は，次の各号に準じて行う。

（１）斬新性：課題（考察を含む）と研究方法に独自性が認められる。

（２）理論性：研究の展開・結果の考察・結論の導き方などに一貫性がみられる。

（３）普遍性：将来に継続的に展開可能で，かつ口腔インプラント学の臨床及び教育に貢

献できる。

（４）症例報告にあっては，臨床術式の改良に役立つとともに考察，文献などを通じて理論的背景が十分であること。ただし学会優秀論文賞の選考対象には含めない。

（５）各項目を５段階（最下点１，最高点５）で評価する。

第 10 条　学会特別論文賞の選考は，次の各号の全てに該当する者とする。

（１）長年に渡って口腔インプラント学の発展に貢献していること。

（２）学術論文を学会誌に６編以上（筆頭１編以上を含む）発表していること。

（３）研修施設長又は講座等の長であること。

（論文賞候補者の推薦）

第 11 条　表彰委員会は，合議により決定した候補者の申請書類一式を添えて会長に推薦する。

第 12 条　候補者の推薦に関して編集委員会に意見を聞くことが出来る。

第 13 条　推薦候補者数は，以下の通りとする。

（１）学会特別論文賞は，原則として毎年２名以内とする。

（２）学会優秀論文賞は，原則として毎年２名以内とする。

（３）学会奨励論文賞は，原則として基礎及び臨床で毎年各２名以内とする。

（論文賞申請提出書類）

第 14 条　申請書類は，次の通りとする。

（１）申請書

（２）正会員歴証明書

（３）推薦状

（４）経歴書（学会特別論文賞のみ）

（５）業績一覧（学会特別論文賞のみ）

（６）論文別冊

（７）その他必要とする書類

（論文賞表彰及び副賞）

第 15 条　学会特別論文賞受賞者には，表彰盾及び金一封（５万円）を通常総会時において授与する。ただし旅費は支給しない。

第 16 条　学会優秀論文賞受賞者には，表彰盾及び金一封（５万円）を通常総会時に授与する。ただし旅費は支給しない。

第 17 条　学会奨励論文賞受賞者には，表彰盾及び金一封（５万円）を通常総会時に授与する。ただし旅費は支給しない。

（優秀研究発表賞及び優秀発表賞推薦選考基準）

第 18 条　優秀研究発表賞の選考は，次の各号に準じて行う。

（１）口頭発表演題の筆頭者を対象とする。

（２）優秀研究発表賞の応募セッションを口頭発表会場に設ける。

（３）応募範囲をしぼるために「重点研究テーマ」を設定する。重点研究テーマについては，別に定める。

（４）１０演題に１受賞演題を基本とするが，上限を２受賞演題程度とする。

第 19 条　その他の優秀発表賞として日本口腔インプラント学会デンツプライ賞を設け，選考は次の各号に準じて行う。

（１）本賞を選考するため本部学術大会においてポスター発表の場を設ける。

（２）ポスター発表演題の筆頭者を対象とする。

（３）受賞演題数は４演題とする。

（優秀研究発表賞候補者の推薦）

第 20 条　優秀研究発表賞候補者の推薦は，次の各号に準じて行う。

（１）選考委員会は２０名以内（任期１年）で構成し，表彰委員会から２名，学術委員会から２名、その他必要人数を理事長が正会員から指名する。

（２）選考委員長は，学術委員長とする。

（３）応募セッションの座長は，選考委員が務める。

（４）選考委員長は，選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を，理事長へ推薦する。ただし他薦であること。

（６）理事長は，前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し，理事会及び総会に報告する。

（７）受賞者名は，学術大会最終日に発表する。

（優秀発表賞候補者の推薦）

第 21 条　日本口腔インプラント学会デンツプライ賞候補者の推薦は、次の各号に準じて行う。

（１）選考委員会は，理事全員，表彰委員全員，支部推薦の代議員若干名で構成する。

（２）選考委員長は，学術委員長とする。

（３）選考委員長は，選考委員会委員の記名投票により，理事長又は専務理事若しくは常務理事１名以上の立会いの下で投票を集計し，最多得票者を理事長に推薦する。ただし他薦であること及び選考理由が記入してあるもののみを有効とする。

（４）理事長は，前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し，理事会及び総会に報告する。

（５）受賞者名は，学術大会最終日に発表する。

（優秀研究発表賞及び優秀発表賞表彰及び副賞）

第 22 条　優秀研究発表賞受賞者には，表彰盾及び金一封（２万円）を次年度通常総会において授与する。ただし旅費は支給しない。

第 23 条　日本口腔インプラント学会デンツプライ賞受賞者には，表彰盾，図書券及びデンツプライ三金社製品を次年度総会において授与する。内容については，年度によって異なることがある。ただし旅費は支給しない。

（補則）

第 24 条　この内規を改正する場合には，理事会の承認を経なければならない。

附則

１．この内規は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この内規は、平成２４年６月１０日に一部改正し、同日から施行する。

３．この内規は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員旅費内規

平成２２年１１月１１日制定

第１条　職員の旅費に関しては、この内規による。

第２条　交通費は、他に定める旅費規程に準じるが、市内交通費等は、支給しない。ただし、出張先が東京都区外の場合には、事務局から駅あるいは空港までの公共交通機関の運賃を支払う。

第３条　日当は、局長で日額４千円、職員で日額２千円とする。支給日数は、会議等の開催日数とする。

第４条　宿泊費は、局長で日額１万２千円、職員で日額１万円とする。

第５条　旅費の支払いは、理事長又は常務理事の決裁を要する。

第６条　この内規に規定する以外に関しては、理事長が決定する。

第７条　この内規の改正は、理事会の承認を必要とする。